

第4部

資料編

1 附属統計

2 参考資料

1 附属統計

◆目次

資料№1	人口の推移（福岡県・全国 昭和30年～平成27年）
資料№2	年齢階級（3階級）別人口の推移（福岡県 昭和30年～平成27年）
資料№3	高齢化率の推移（福岡県・全国 昭和30年～平成27年）
資料№4	県内市町村別高齢化率（福岡県 平成27年）
資料№5	世帯人員別一般世帯数の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成27年）
資料№6	家族類型別世帯数及び平均世帯人員の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成27年）
資料№7	母子・父子世帯数の推移（福岡県 昭和55年～平成28年）
資料№8	結婚・離婚件数と率の推移（福岡県・全国 平成2年～平成30年）
資料№9	平均初婚年齢の推移（福岡県・全国 昭和25年～平成30年）
資料№10	平均寿命の推移（福岡県・全国 昭和40年～平成27年）
資料№11	年齢階級別未婚率、生涯未婚率の推移（福岡県・全国 昭和50年～平成27年）
資料№12	出生・死亡数、自然増加率と乳児死亡率、死産率、合計特殊出生率の推移 （福岡県・全国 昭和60年～平成30年）
資料№13	母親の年齢階級別出生児数の推移（福岡県・全国 昭和60年～平成30年）
資料№14	地方議会における女性議員比率（福岡県・全国 平成15年～平成30年）
資料№15	審議会等における女性委員割合の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成31年）
資料№16	女性公務員（警察本部除く）の採用状況の推移（福岡県 平成5年度～平成30年度）
資料№17	都道府県における管理職（本庁の課長相当職以上）の女性の登用状況の推移 （福岡県・全国 平成5年～平成31年）
資料№18	配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の件数 （福岡県・全国 平成26年度～平成30年度）
資料№19	年齢階級別人工妊娠中絶件数の推移（福岡県 平成18年～平成29年）
資料№20	小・中・高等学校教員数の推移（福岡県・全国 平成2年～令和元年）
資料№21	幼稚園、小・中・高等学校管理職に占める女性割合の推移（福岡県・全国 平成26年～令和元年）
資料№22	進学率の推移（高等学校、大学・短期大学）（福岡県・全国 昭和55年～令和元年）
資料№23	高等学校卒業者の進路の推移（福岡県 平成7年～令和元年）
資料№24	大学、短期大学の年次別学校数及び在学者数（福岡県・全国 平成2年～令和元年）
資料№25	専攻分野別にみた学生数（大学・学部）（全国 平成7年～令和元年）
資料№26	年齢階級別労働力状態の推移（福岡県 平成17年～平成27年）
資料№27	雇用者の平均年齢と平均勤続年数の推移（福岡県・全国 昭和60年～平成30年）
資料№28	勤続年数階級別雇用者の構成割合の推移（全国 昭和60年～平成30年）
資料№29	所定内給与額と男女間格差の推移（福岡県・全国 平成2年～平成30年）
資料№30	管理職に占める女性の割合（全国 平成2年～平成30年）

- 資料№31 管理的職業に従事する女性の数と割合（福岡県・全国 昭和54年～平成29年）
- 資料№32 雇用者に占めるパート・アルバイト、正規の職員・従業員の数と割合の推移
（福岡県・全国 平成9年～平成29年）
- 資料№33 産業別女性就業数と女性の比率の推移（福岡県 昭和60年～平成27年）
- 資料№34 女性自営業主数の推移（福岡県・全国 平成7年～平成27年）
- 資料№35 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移（福岡県 平成19年～平成30年）
- 資料№36 高齢者の就業率（福岡県・全国 平成27年）
- 資料№37 65歳以上就業者の従業上の地位（福岡県・全国 平成27年）
- 資料№38 福岡県内における保育所待機児童数の推移（福岡県 平成21年～平成31年）
- 資料№39 15歳以上の1日の生活時間（週全体平均）
（福岡県・全国 平成18年・平成23年・平成28年）
- 資料№40 65歳以上の親族のいる世帯の住宅の状況（福岡県・全国 平成27年）
- 資料№41 主要死因の性別比較（福岡県 平成21年～平成29年）

資料No.1 人口の推移（福岡県・全国 昭和30年～平成27年）

（単位：人、％）

年次	福岡県人口			全国人口			性比		
	女性	男性	総数	女性	男性	総数	福岡県	全国	
昭和	30	1,964,399	1,895,365	3,859,764	45,833,937	44,242,657	90,076,594	103.6	103.6
	35	2,052,043	1,954,636	4,006,679	48,001,178	46,300,445	94,301,623	105.0	103.7
	40	2,053,294	1,911,317	3,964,611	50,516,999	48,692,138	99,209,137	107.4	103.7
	45	2,095,383	1,932,033	4,027,416	53,295,994	51,369,177	104,665,171	108.5	103.8
	50	2,222,773	2,070,190	4,292,963	56,848,970	55,090,673	111,939,643	107.4	103.2
	55	2,353,011	2,200,450	4,553,461	59,466,627	57,593,769	117,060,396	106.9	103.3
平成	60	2,448,763	2,270,496	4,719,259	61,551,607	59,497,316	121,048,923	107.9	103.5
	2	2,507,563	2,303,487	4,811,050	62,914,443	60,696,724	123,611,167	108.9	103.7
	7	2,575,868	2,357,525	4,933,393	63,995,848	61,574,398	125,570,246	109.3	103.9
	12	2,626,875	2,388,824	5,015,699	64,815,079	62,110,764	126,925,843	110.0	104.4
	17	2,655,814	2,394,094	5,049,908	65,419,017	62,348,977	127,767,994	110.9	104.9
	22	2,678,003	2,393,965	5,071,968	65,729,615	62,327,737	128,057,352	111.9	105.5
	27	2,691,138	2,410,418	5,101,556	65,253,007	61,841,738	127,094,745	111.6	105.5

※性比：女性人口／男性人口×100
資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.2 年齢階級（3階級）別人口の推移（福岡県 昭和30年～平成27年）

（単位：人、％）

年次等	女性				男性				合計					
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上		
人口（人）	昭和	30	650,404	1,209,819	104,163	34,083	675,264	1,145,811	74,276	19,165	1,325,668	2,355,630	178,439	53,248
		35	615,550	1,307,041	119,452	40,017	641,805	1,224,426	88,405	22,444	1,257,355	2,541,467	207,857	62,461
		40	511,492	1,403,027	138,775	44,754	528,899	1,275,955	106,463	26,643	1,040,391	2,678,982	245,238	71,397
		45	460,986	1,468,497	165,900	54,385	482,409	1,323,008	126,616	33,737	943,395	2,791,505	292,516	88,122
		50	487,955	1,530,027	203,870	71,645	514,129	1,403,718	150,977	44,883	1,002,084	2,933,745	354,847	116,528
		55	511,182	1,590,592	249,703	92,809	538,600	1,482,457	176,792	57,193	1,049,782	3,073,049	426,495	150,002
	平成	60	501,093	1,647,614	299,445	121,252	527,118	1,542,656	199,783	72,366	1,028,211	3,190,270	499,228	193,618
		2	444,497	1,694,207	363,637	155,130	465,859	1,593,671	234,232	87,933	910,356	3,287,878	597,869	243,063
		7	398,301	1,735,974	439,140	189,793	416,869	1,646,496	289,434	99,489	815,170	3,382,470	728,574	289,282
		12	362,769	1,739,887	520,923	239,487	379,971	1,653,193	349,367	124,725	742,740	3,393,080	870,290	364,212
構成比（％）	昭和	30	33.1	61.6	5.3	1.7	35.6	60.5	3.9	1.0	34.3	61.0	4.6	1.4
		35	30.0	63.7	5.8	2.0	32.8	62.6	4.5	1.1	31.4	63.4	5.2	1.6
		40	24.9	68.3	6.8	2.2	27.7	66.8	5.6	1.4	26.2	67.6	6.2	1.8
		45	22.0	70.1	7.9	2.6	25.0	68.5	6.6	1.7	23.4	69.3	7.3	2.2
		50	22.0	68.8	9.2	3.2	24.8	67.8	7.3	2.2	23.3	68.3	8.3	2.7
		55	21.7	67.6	10.6	3.9	24.5	67.4	8.0	2.6	23.1	67.5	9.4	3.3
	平成	60	20.5	67.3	12.2	5.0	23.2	67.9	8.8	3.2	21.8	67.6	10.6	4.1
		2	17.7	67.6	14.5	6.2	20.2	69.2	10.2	3.8	18.9	68.3	12.4	5.1
		7	15.5	67.4	17.0	7.4	17.7	69.8	12.3	4.2	16.5	68.6	14.8	5.9
		12	13.8	66.2	19.8	9.1	15.9	69.2	14.6	5.2	14.8	67.6	17.4	7.3
平成	17	12.9	64.3	22.5	11.3	15.0	67.6	16.7	6.8	13.9	65.9	19.8	9.1	
	22	12.5	62.0	25.0	13.3	14.6	65.5	19.0	8.2	13.5	63.6	22.1	10.9	
	27	12.3	58.3	28.4	14.9	14.4	61.8	22.4	9.4	13.3	59.9	25.6	12.3	

注）人口総数には年齢不詳が含まれ、また四捨五入のため、構成比の合計は100とならない場合がある。
資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.3 高齢化率の推移（福岡県・全国 昭和30年～平成27年）

（単位：人、％）

年次	福岡県						全国					
	女性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率	男性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率	女性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率	男性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率
昭和 30	1,964,399	104,163	5.3	1,895,365	74,276	3.9	45,833,937	2,744,001	6.0	44,242,657	2,042,198	4.6
35	2,052,043	119,452	5.8	1,954,636	88,405	4.5	48,001,178	3,056,797	6.4	46,300,445	2,341,183	5.1
40	2,053,294	138,775	6.8	1,911,317	106,463	5.6	50,516,999	3,494,575	6.9	48,692,138	2,741,039	5.6
45	2,095,383	165,900	7.9	1,932,033	126,616	6.6	53,295,994	4,147,101	7.8	51,369,177	3,246,191	6.3
50	2,222,773	203,870	9.2	2,070,190	150,977	7.3	56,848,970	5,027,563	8.8	55,090,673	3,837,866	7.0
55	2,353,011	249,703	10.6	2,200,450	176,792	8.0	59,466,627	6,147,648	10.3	57,593,769	4,499,708	7.8
60	2,448,763	299,445	12.2	2,270,496	199,783	8.8	61,551,607	7,368,094	12.0	59,497,316	5,100,249	8.6
平成 2	2,507,563	363,637	14.5	2,303,487	234,232	10.2	62,914,443	8,906,958	14.2	60,696,724	5,987,637	9.9
7	2,575,868	439,140	17.0	2,357,525	289,434	12.3	63,995,848	10,756,569	16.8	61,574,398	7,504,253	12.2
12	2,626,875	520,923	19.8	2,388,824	349,367	14.6	64,815,079	12,783,036	19.7	62,110,764	9,222,116	14.8
17	2,655,814	596,896	22.5	2,394,094	400,902	16.7	65,419,017	14,797,406	22.6	62,348,977	10,874,599	17.4
22	2,662,055	668,682	25.1	2,373,377	454,694	19.2	65,323,986	16,775,273	25.7	61,756,943	12,470,412	20.2
27	2,691,138	764,402	28.4	2,410,418	540,362	22.4	65,253,007	18,979,972	29.1	61,841,738	14,485,469	23.4

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.4 県内市町村別高齢化率（福岡県 平成27年）

単位（％）

市町村名	全体	女性	男性
東峰村	40.5	33.6	46.3
添田町	38.9	34.3	42.9
みやこ町	37.5	33.4	41.0
香春町	37.4	33.3	40.9
小竹町	37.3	31.7	42.1
赤村	36.3	31.9	40.2
嘉麻市	35.7	30.4	40.2
大牟田市	35.1	30.3	39.1
中間市	35.0	31.2	38.2
豊前市	34.9	30.8	38.5
糸田町	34.9	30.1	38.8
みやま市	34.8	31.3	37.9
鞍手町	34.5	31.7	37.1
大任町	34.5	28.6	39.3
築上町	34.3	29.1	39.1
川崎町	33.8	29.5	37.3
上毛町	33.6	29.8	37.1
八女市	33.4	29.2	37.0
宮若市	33.2	28.1	37.7
大川市	33.0	29.9	35.8
福智町	32.7	28.2	36.5
田川市	32.0	27.8	35.6
朝倉市	32.0	27.9	35.6
うきは市	31.9	27.5	35.8
直方市	31.5	27.2	35.2
岡垣町	31.1	27.9	33.9
柳川市	30.7	27.2	33.9
遠賀町	30.7	28.8	32.5
水巻町	30.2	26.7	33.3
桂川町	30.1	26.4	33.5
吉富町	30.0	26.0	33.4
北九州市	29.3	25.6	32.6
飯塚市	29.1	24.8	32.9
芦屋町	28.9	24.6	33.1
福津市	28.8	26.3	30.9
筑前町	28.2	24.9	31.2
行橋市	28.1	24.6	31.2
久山町	27.8	25.0	30.4
広川町	27.1	23.6	30.4
糸島市	26.9	24.5	29.2
宗像市	26.6	24.4	28.5
小郡市	26.1	23.5	28.3
須恵町	26.0	23.0	28.8
大刀洗町	25.9	22.8	28.8
太宰府市	25.9	23.8	27.9
筑後市	25.8	22.8	28.6
大木町	25.8	22.7	28.5
久留米市	25.7	22.6	28.5
古賀市	24.4	22.1	26.5
苅田町	23.9	20.6	27.3
宇美町	23.3	21.3	25.4
篠栗町	23.0	20.4	25.4
筑紫野市	22.8	20.8	24.7
志免町	22.0	19.2	24.5
福岡市	20.7	18.1	23.1
大野城市	20.4	18.4	22.2
那珂川町	20.3	18.5	22.0
春日市	19.7	18.2	21.2
粕屋町	16.9	14.9	18.8
新宮町	16.4	14.7	18.0

注）高齢化率が高い順に表示。

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.5 世帯人員別一般世帯数の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成27年）

(単位：世帯、%)

年次等		一般世帯数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	
世帯数(世帯)	福岡県	昭和 55	1,364,001	225,466	261,393	265,843	354,801	151,007	67,558	37,933
		60	1,518,580	325,119	304,269	277,636	347,805	161,514	65,832	36,405
		平成 2	1,623,805	393,846	355,506	292,510	336,833	147,458	62,989	34,663
		7	1,774,183	490,053	417,544	319,928	320,658	137,996	57,014	30,990
		12	1,906,862	576,717	478,630	345,328	308,072	124,572	48,216	25,327
		17	1,984,662	642,181	511,432	360,721	299,279	110,732	39,966	20,351
		22	2,106,654	736,339	563,201	370,069	287,110	100,365	33,277	16,293
	27	2,196,617	820,806	597,783	367,239	272,418	96,349	28,762	13,260	
	全国	昭和 55	35,823,609	7,105,246	6,001,075	6,475,220	9,070,100	3,981,763	2,032,848	1,157,357
		60	37,979,984	7,894,636	6,985,292	6,813,402	8,988,042	4,201,242	1,984,619	1,112,751
		平成 2	40,670,475	9,389,660	8,370,087	7,350,639	8,787,908	3,805,147	1,903,065	1,063,969
		7	43,899,923	11,239,389	10,079,958	8,131,151	8,277,047	3,511,770	1,712,927	947,681
		12	46,782,383	12,911,318	11,743,432	8,810,437	7,924,827	3,167,227	1,448,960	776,182
		17	49,062,530	14,457,083	13,023,662	9,196,084	7,707,216	2,847,699	1,207,777	623,009
22		51,842,307	16,784,507	14,125,840	9,421,831	7,460,339	2,571,743	984,751	493,296	
27	53,331,797	18,417,922	14,876,547	9,364,781	7,069,141	2,403,060	811,735	388,611		
構成比(%)	福岡県	昭和 55	100.0	16.5	19.2	19.5	26.0	11.1	5.0	2.8
		60	100.0	21.4	20.0	18.3	22.9	10.6	4.3	2.4
		平成 2	100.0	24.3	21.9	18.0	20.7	9.1	3.9	2.1
		7	100.0	27.6	23.5	18.0	18.1	7.8	3.2	1.7
		12	100.0	30.2	25.1	18.1	16.2	6.5	2.5	1.3
		17	100.0	32.4	25.8	18.2	15.1	5.6	2.0	1.0
		22	100.0	35.0	26.7	17.6	13.6	4.8	1.6	0.8
	27	100.0	37.4	27.2	16.7	12.4	4.4	1.3	0.6	
	全国	昭和 55	100.0	19.8	16.8	18.1	25.3	11.1	5.7	3.2
		60	100.0	20.8	18.4	17.9	23.7	11.1	5.2	2.9
		平成 2	100.0	23.1	20.6	18.1	21.6	9.4	4.7	2.6
		7	100.0	25.6	23.0	18.5	18.9	8.0	3.9	2.2
		12	100.0	27.6	25.1	18.8	16.9	6.8	3.1	1.7
		17	100.0	29.5	26.5	18.7	15.7	5.8	2.5	1.3
22		100.0	32.4	27.2	18.2	14.4	5.0	1.9	1.0	
27	100.0	34.5	27.9	17.6	13.3	4.5	1.5	0.7		

注) 昭和55年は、福岡県のみ普通世帯の数値。

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.6 家族類型別世帯数及び平均世帯人員の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成27年）

(単位：世帯、%)

年次等	一般世帯		核家族世帯					その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯		
	世帯数	一世帯当たり人員	計	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども					
世帯数(世帯)	福岡県	昭和 55	1,364,001	3.13	888,753	189,761	601,309	12,888	84,795	247,176	2,606	225,466
		60	1,518,580	3.05	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
		平成 2	1,623,805	2.89	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
		7	1,774,183	2.72	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
		12	1,906,862	2.57	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
		17	1,984,662	2.47	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
		22	2,106,654	2.35	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
	27	2,196,617	2.26	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806	
	全国	昭和 55	35,823,609	3.22	21,594,236	4,460,240	15,081,043	297,276	1,755,677	7,062,582	61,545	7,105,246
		60	37,979,984	3.14	22,803,619	5,211,892	15,188,773	355,588	2,047,366	7,209,096	72,633	7,894,636
		平成 2	40,670,475	2.99	24,218,079	6,293,858	15,171,520	425,089	2,327,612	6,985,825	76,911	9,389,660
		7	43,899,923	2.82	25,759,709	7,619,082	15,032,192	484,586	2,623,849	6,772,851	127,974	11,239,389
		12	46,782,383	2.67	27,332,035	8,835,119	14,919,185	545,323	3,032,408	6,347,251	191,779	12,911,318
		17	49,062,530	2.55	28,393,707	9,636,533	14,645,655	620,562	3,490,957	5,943,679	268,061	14,457,083
22		51,842,307	2.42	29,206,899	10,244,230	14,439,724	664,416	3,858,529	5,308,648	456,455	16,784,507	
27	53,331,797	2.33	29,754,438	10,718,259	14,288,203	702,903	4,045,073	4,560,560	463,639	18,417,922		
構成比(%)	福岡県	昭和 55	100.0		65.2	13.9	44.1	0.9	6.2	18.1	0.2	16.5
		60	100.0		61.8	14.6	39.6	1.0	6.5	16.6	0.2	21.4
		平成 2	100.0		60.7	16.0	36.6	1.1	6.9	14.9	0.2	24.3
		7	100.0		58.9	17.2	33.5	1.1	7.1	13.1	0.3	27.6
		12	100.0		57.9	18.2	30.9	1.2	7.6	11.5	0.4	30.2
		17	100.0		57.2	18.6	29.1	1.2	8.2	10.4	0.6	31.7
		22	100.0		55.2	18.7	26.9	1.2	8.4	8.7	0.9	35.0
	27	100.0		54.5	19.1	25.8	1.2	8.3	7.1	0.8	37.4	
	全国	昭和 55	100.0		60.3	12.5	42.1	0.8	4.9	19.7	0.2	19.8
		60	100.0		60.0	13.7	40.0	0.9	5.4	19.0	0.2	20.8
		平成 2	100.0		59.5	15.5	37.3	1.0	5.7	17.2	0.2	23.1
		7	100.0		58.7	17.4	34.2	1.1	6.0	15.4	0.3	25.6
		12	100.0		58.4	18.9	31.9	1.2	6.5	13.6	0.4	27.6
		17	100.0		57.9	19.6	29.9	1.3	7.1	12.1	0.5	29.5
22		100.0		56.3	19.8	27.9	1.3	7.4	10.2	0.9	32.4	
27	100.0		55.8	20.1	26.8	1.3	7.6	8.6	0.9	34.5		

注) 昭和55年は、福岡県のみ普通世帯の数値。

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.7 母子・父子世帯数の推移（福岡県 昭和55年～平成28年）

（単位：世帯、％）

年次等	母子世帯					父子世帯						
	総数	離別	死別	その他	不明	総数	離別	死別	その他	不明		
世帯数 (世帯)	昭和	55	16,440	7,000	7,150	2,160	130	2,480	1,150	1,110	190	30
		60	20,450	11,540	6,430	2,360	120	3,390	1,840	1,270	230	40
	平成	2	22,180	14,010	5,890	2,170	110	4,170	2,760	1,110	250	50
		8	25,210	18,500	4,490	1,640	580	5,480	3,400	1,760	210	120
		13	30,476	23,783	4,543	1,905	245	5,905	4,011	1,662	152	80
		18	35,265	27,407	4,990	2,410	458	5,848	4,431	1,192	141	84
		23	39,025	32,173	3,750	2,571	531	4,969	3,977	860	93	39
		28	37,230	31,446	2,094	2,978	712	5,526	4,234	898	102	292
構成比 (%)	昭和	55	100.0	42.6	43.5	13.1	0.8	100.0	46.2	44.8	7.6	1.4
		60	100.0	56.4	31.4	11.5	0.6	100.0	54.3	37.6	6.8	1.3
	平成	2	100.0	63.2	26.6	9.8	0.5	100.0	66.2	26.6	6.0	1.2
		8	100.0	73.4	17.8	6.5	2.3	100.0	62.0	32.1	3.8	2.2
		13	100.0	78.0	14.9	6.3	0.8	100.0	67.9	28.1	2.6	1.4
		18	100.0	77.7	14.2	6.8	1.3	100.0	75.8	20.4	2.4	1.4
		23	100.0	82.4	9.6	6.6	1.4	100.0	80.0	17.3	1.9	0.8
		28	100.0	84.5	5.6	8.0	1.9	100.0	76.6	16.3	1.8	5.3

資料出所：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（平成28年度）

※平成18年以降は11月1日現在、平成13年以前は10月1日現在。

構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

資料No.8 結婚・離婚件数と率の推移（福岡県・全国 平成2年～平成30年）

（単位：件数、％）

年次等	結婚		離婚		婚姻件数100 対離婚件数				
	婚姻件数 (件)	婚姻率 (人口千対)	離婚件数 (件)	離婚率 (人口千対)					
福岡県	平成	2	27,377	5.7	7,699	1.61	28.1		
		7	30,355	6.2	9,064	1.85	29.9		
	2	12	30,640	6.1	12,053	2.42	39.3		
		13	31,143	6.2	13,230	2.65	42.5		
		14	30,358	6.1	13,241	2.64	43.6		
		15	29,284	5.8	12,779	2.55	43.6		
		16	28,490	5.7	11,870	2.36	41.7		
		17	28,715	5.7	11,567	2.31	40.3		
		18	30,006	6.0	11,291	2.25	37.6		
		19	29,486	5.9	11,115	2.22	37.7		
		20	30,017	6.0	11,037	2.20	36.8		
		21	29,419	5.9	11,121	2.22	37.8		
		22	29,248	5.8	10,952	2.18	37.4		
		23	28,008	5.6	10,653	2.10	38.0		
		24	27,974	5.5	10,541	2.10	37.7		
		25	28,183	5.6	10,290	2.04	36.5		
		26	27,362	5.4	9,981	1.98	36.5		
		27	27,570	5.5	10,063	1.99	36.5		
		28	26,574	5.3	9,774	1.93	36.8		
		29	25,890	5.1	9,607	1.90	37.1		
		30	25,265	5.0	9,624	1.91	38.1		
		全国	平成	2	722,138	5.9	157,608	1.28	21.8
				7	791,888	6.4	199,016	1.60	25.1
			2	12	798,138	6.4	264,246	2.10	33.1
				13	799,999	6.4	285,911	2.27	35.7
				14	757,331	6.0	289,836	2.30	38.3
				15	740,191	5.9	283,854	2.25	38.3
				16	720,417	5.7	270,804	2.15	37.6
				17	714,265	5.7	261,917	2.08	36.7
				18	730,971	5.8	257,475	2.04	35.2
19	719,822			5.7	254,832	2.02	35.4		
20	726,106			5.8	251,136	1.99	34.6		
21	707,734			5.6	253,353	2.01	35.8		
22	700,222			5.5	251,379	1.99	35.9		
23	661,895			5.2	235,719	1.90	35.6		
24	668,869			5.3	235,406	1.90	35.2		
25	660,613			5.3	231,383	1.84	35.0		
26	643,783			5.1	222,115	1.77	34.5		
27	635,225			5.1	226,238	1.81	35.6		
28	620,707			5.0	216,856	1.73	34.9		
29	606,952			4.9	212,296	1.70	35.0		
30	586,481			4.7	208,333	1.68	35.5		

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

資料No.9 平均初婚年齢の推移
(福岡県・全国 昭和25年～平成30年)

(単位：歳)

年次	福岡県		全国			
	夫	妻	夫	妻		
昭和	25	25.9	22.9	25.9	23.0	
	30	26.6	23.7	26.6	23.8	
	35	27.3	24.6	27.2	24.4	
	40	27.4	24.9	27.2	24.5	
	45	26.9	24.5	26.9	24.2	
	50	26.8	24.9	27.0	24.7	
	55	27.6	25.5	27.8	25.2	
	60	28.1	25.8	28.2	25.5	
	平成	2	28.3	26.1	28.4	25.9
		7	28.3	26.4	28.5	26.3
12		28.4	27.0	28.8	27.0	
17		29.4	28.0	29.8	28.0	
18		29.5	28.0	30.0	28.2	
19		29.7	28.3	30.1	28.3	
20		29.8	28.3	30.2	28.5	
21		29.9	28.5	30.4	28.6	
22		30.1	28.7	30.5	28.8	
23		30.3	28.9	30.7	29.0	
24	30.5	29.1	30.8	29.2		
25	30.5	29.2	30.9	29.3		
26	30.7	29.2	31.1	29.4		
27	30.7	29.4	31.1	29.4		
28	30.8	29.3	31.1	29.4		
29	30.7	29.3	31.1	29.4		
30	30.8	29.3	31.1	29.4		

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

資料No.10 平均寿命の推移
(福岡県・全国 昭和40年～平成27年)

(単位：年)

年次	福岡県		全国		
	女性	男性	女性	男性	
昭和	40	73.11	67.32	72.92	67.74
	45	75.44	69.32	75.23	69.84
	50	77.44	71.41	77.01	71.79
	55	79.21	72.99	79.00	73.57
	60	80.91	74.19	80.75	74.95
平成	2	82.19	75.24	82.07	76.04
	7	83.44	76.12	83.22	76.70
	12	84.62	77.21	84.62	77.71
	17	85.84	78.35	85.75	78.79
	22	86.48	79.30	86.35	79.59
	27	87.14	80.66	87.01	80.77

資料出所：厚生労働省「都道府県別生命表」

資料No.11 年齢階級別未婚率、生涯未婚率の推移 (福岡県・全国 昭和50年～平成27年)

(単位：%)

年次等		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	生涯未婚率	
福岡県	女性	昭和 50	73.0	26.9	10.2	6.8	5.9	5.3	3.6	4.5
		55	79.4	28.8	12.1	7.3	5.7	5.1	4.8	5.0
		60	81.8	34.1	13.3	8.9	6.5	5.5	5.0	5.2
		平成 2	85.7	43.7	16.5	9.7	7.7	6.0	5.1	5.6
		7	87.0	51.4	22.5	12.1	8.7	7.5	5.9	6.8
		12	88.7	56.9	29.9	15.8	10.3	8.0	6.9	7.4
		17	89.6	62.3	34.9	20.5	13.8	9.9	7.8	8.8
	22	89.8	62.5	37.9	25.5	19.8	14.6	10.6	12.6	
	27	90.8	62.2	36.9	26.0	21.2	18.2	13.9	16.1	
	男性	昭和 50	87.4	45.8	12.1	5.2	3.5	2.4	1.6	2.1
		55	90.7	52.5	19.2	6.9	4.1	2.9	2.0	2.5
		60	91.2	57.2	25.5	12.1	6.0	4.0	3.0	3.5
		平成 2	91.9	61.5	30.3	16.8	9.9	5.4	3.7	4.6
		7	92.2	64.8	34.9	20.3	14.4	9.5	5.3	7.7
12		92.7	67.7	41.4	23.4	16.3	12.8	8.6	10.6	
17		93.3	70.5	45.3	28.1	20.1	15.3	12.6	13.8	
22	93.5	69.5	45.1	33.6	27.2	21.2	16.4	18.8		
27	94.0	69.9	44.2	32.6	27.7	24.4	19.7	22.0		
全国	女性	昭和 50	69.2	20.9	7.7	5.3	5.0	4.9	3.8	4.4
		55	77.7	24.0	9.1	5.5	4.4	4.4	4.4	4.4
		60	81.4	30.6	10.4	6.6	4.9	4.3	4.4	4.3
		平成 2	85.0	40.2	13.9	7.5	5.8	4.6	4.1	4.3
		7	86.4	48.0	19.7	10.0	6.7	5.6	4.5	5.1
		12	87.9	54.0	26.6	13.8	8.6	6.3	5.3	5.7
		17	88.7	59.0	32.0	18.4	12.1	8.2	6.1	7.1
	22	89.6	60.3	34.5	23.1	17.4	12.6	8.7	10.6	
	27	91.4	61.3	34.6	23.9	19.3	16.1	12.0	14.1	
	男性	昭和 50	88.0	48.3	14.3	6.1	3.7	2.5	1.8	2.2
		55	91.5	55.1	21.5	8.5	4.7	3.1	2.1	2.6
		60	92.1	60.4	28.1	14.2	7.4	4.7	3.1	3.9
		平成 2	92.2	64.4	32.6	19.0	11.7	6.7	4.3	5.6
		7	92.6	66.9	37.3	22.6	16.4	11.2	6.7	9.1
12		92.9	69.3	42.9	25.7	18.4	14.6	10.1	12.2	
17		93.4	71.4	47.1	30.0	22.0	17.1	14.0	15.5	
22	94.0	71.8	47.3	35.6	28.6	22.5	17.8	20.1		
27	95.0	72.7	47.1	35.0	30.0	25.9	20.9	23.4		

※生涯未婚率：「45～49歳」と「50～54歳」の未婚率の平均であり、50歳時の未婚率を示す。

※平成22年から、配偶関係「不詳」を除いて計算。

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.12 出生・死亡数、自然増加率と乳児死亡率、死産率、合計特殊出生率の推移（福岡県・全国 昭和60年～平成30年）

（単位：人、％）

年次等	出生						死亡						自然増減			乳児死亡率 (出生千対)	死産率 (出産千対)	合計特殊 出生率
	出生数		出生性比 (女性100 対男性)		出生率 (人口千 対)		死亡数		死亡性比 (女性100 対男性)		死亡率 (人口千 対)		自然増減数	自然増減率 (人口千対)				
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性								
昭和	58,837	28,365	30,472	107.4	12.4	30,888	14,162	16,726	118.1	6.5	27,949	5.9	57.5	1.75				
平成	48,164	23,582	24,582	104.2	10.1	33,595	15,467	18,128	117.2	7.0	14,569	3.0	52.9	1.52				
	46,849	22,799	24,050	105.5	9.6	37,158	17,105	20,053	117.2	7.6	9,691	2.0	39.7	1.42				
	47,290	22,777	24,513	107.6	9.5	38,505	17,961	20,544	114.4	7.7	8,785	1.8	37.8	1.36				
	43,421	21,278	22,143	104.1	8.7	42,675	20,128	22,547	112.0	8.5	746	0.1	35.6	1.26				
	45,304	21,981	23,323	106.1	9.0	43,270	20,542	22,728	110.6	8.6	2,034	0.4	31.9	1.30				
	46,393	22,551	23,842	105.7	9.2	43,919	21,139	22,780	107.8	8.8	2,474	0.5	30.3	1.34				
	46,695	22,780	23,915	105.0	9.3	45,134	21,620	23,514	108.8	9.0	1,561	0.3	29.6	1.37				
	46,084	22,710	23,374	102.9	9.2	44,879	21,559	23,320	108.2	9.0	1,205	0.2	28.3	1.37				
	46,818	22,607	24,211	107.1	9.3	46,996	22,765	24,231	106.4	9.3	-178	0.0	28.3	1.44				
	45,220	22,548	23,672	105.0	9.2	48,112	23,531	24,581	104.5	9.5	-1,892	-0.4	27.6	1.42				
	45,815	22,255	23,560	105.9	9.1	48,957	24,228	24,729	102.1	9.7	-3,142	-0.6	26.6	1.43				
	45,897	22,356	23,541	105.3	9.1	49,456	24,584	24,872	101.2	9.8	-3,559	-0.7	25.4	1.45				
	45,203	21,910	23,293	106.3	9.0	49,317	24,716	24,601	99.5	9.8	-4,114	-0.8	24.9	1.46				
	45,235	22,098	23,137	104.7	9.0	50,259	25,246	25,013	99.1	9.9	-5,024	-1.0	25.1	1.52				
	44,033	21,267	22,766	107.0	8.7	51,006	25,279	25,727	101.8	10.1	-6,973	-1.4	22.6	1.50				
	43,438	21,300	22,138	103.9	8.6	52,530	26,198	26,332	100.5	10.4	-9,092	-1.8	24.1	1.51				
	42,008	20,572	21,436	104.2	8.3	53,309	26,822	26,487	98.8	10.6	-11,301	-2.2	22.2	1.49				
昭和	1,431,577	696,293	735,284	105.6	11.9	752,283	344,514	407,769	118.4	6.3	679,294	5.6	46.0	1.76				
平成	1,221,585	594,614	626,971	105.4	10.0	820,305	376,587	443,718	117.8	6.7	401,280	3.3	42.3	1.54				
	1,187,064	578,517	608,547	105.2	9.6	922,139	420,863	501,276	119.1	7.4	264,925	2.1	32.1	1.42				
	1,190,547	578,399	612,148	105.8	9.5	961,653	435,750	525,903	120.7	7.7	228,894	1.8	31.2	1.36				
	1,062,530	517,498	545,032	105.3	8.4	1,083,796	498,826	584,970	117.3	8.6	-21,266	-0.2	29.1	1.26				
	1,092,674	532,235	560,439	105.3	8.7	1,084,450	503,080	581,370	115.6	8.6	8,224	0.1	27.5	1.32				
	1,089,818	529,971	559,847	105.6	8.6	1,108,334	515,550	592,784	115.0	8.8	-18,516	-0.1	26.2	1.34				
	1,091,156	531,643	559,513	105.2	8.7	1,142,407	533,696	608,711	114.1	9.1	-51,251	-0.4	25.2	1.37				
	1,070,035	521,042	548,993	105.4	8.5	1,141,865	532,823	609,142	114.3	9.1	-71,830	-0.6	24.6	1.37				
	1,071,304	520,562	550,742	105.8	8.5	1,197,012	563,312	633,700	112.5	9.5	-125,708	-1.0	24.2	1.39				
	1,050,806	512,535	538,271	105.0	8.3	1,253,066	596,526	656,540	110.1	9.9	-202,260	-1.6	23.9	1.39				
	1,037,231	505,450	531,781	105.2	8.2	1,256,359	600,833	655,526	109.1	10.0	-219,128	-1.7	23.4	1.41				
	1,029,816	502,159	527,657	105.1	8.2	1,268,436	609,752	658,684	108.0	10.1	-238,620	-1.9	22.9	1.43				
	1,003,539	488,006	515,533	105.6	8.0	1,273,004	612,670	660,334	107.8	10.1	-269,465	-2.1	22.9	1.42				
	1,005,677	490,225	515,452	105.1	8.0	1,290,444	623,737	666,707	106.9	10.3	-284,767	-2.3	22.0	1.45				
	976,978	475,098	501,880	105.6	7.8	1,307,747	633,015	674,733	106.6	10.5	-330,769	-2.6	21.0	1.44				
	946,065	461,616	484,449	104.9	7.6	1,340,397	649,714	690,683	106.3	10.8	-394,332	-3.2	21.1	1.43				
	918,400	447,549	470,851	105.2	7.4	1,362,470	663,332	699,138	105.4	11.0	-444,070	-3.6	20.9	1.42				

注1) 乳児死亡とは生後1年未満の死亡をいう。
 注2) 死産とは妊娠満12週以後における死児の出産をいう。
 注3) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子どもの数に相当する。
 資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

資料No.13 母親の年齢階級別出生児数の推移（福岡県・全国 昭和60年～平成30年）

（単位：人、％）

		19歳以下		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40歳～	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
福岡県	昭和 60	885	1.5	9,713	16.5	27,383	46.5	16,282	27.7	4,189	7.1	384	0.7
	平成 2	783	1.6	7,445	15.5	20,469	42.5	14,719	30.6	4,150	8.6	598	1.2
	7	839	1.8	7,956	17.0	18,443	39.4	14,566	31.1	4,431	9.5	614	1.3
	12	972	2.1	7,052	14.9	18,437	39.0	15,043	31.8	5,148	10.9	637	1.3
	17	803	1.8	5,775	13.3	14,239	32.8	15,899	36.6	5,890	13.6	815	1.9
	22	748	1.6	5,340	11.4	13,919	29.7	16,489	35.2	8,877	19.0	1,445	3.1
	23	694	1.5	5,157	11.2	13,614	29.5	16,320	35.3	8,965	19.4	1,470	3.2
	24	731	1.6	4,736	10.3	13,459	29.4	16,035	35.0	9,140	19.9	1,714	3.7
	25	737	1.6	4,548	9.9	13,039	28.4	16,148	35.2	9,607	20.9	1,818	4.0
	26	798	1.8	4,438	9.8	12,389	27.4	15,945	35.3	9,578	21.2	2,055	4.5
	27	729	1.6	4,420	9.8	11,875	26.3	16,252	35.9	9,857	21.8	2,102	4.6
	28	679	1.5	4,298	9.8	11,455	26.0	15,659	35.6	9,758	22.2	2,184	5.0
29	616	1.4	4,344	10.0	11,041	25.4	15,582	35.9	9,657	22.2	2,198	5.1	
30	537	1.3	4,237	10.1	10,846	25.8	14,853	35.4	9,253	22.0	2,282	5.4	
全国	昭和 60	17,877	1.2	247,341	17.3	682,885	47.7	381,466	26.6	93,501	6.5	8,469	0.6
	平成 2	17,496	1.4	191,859	15.7	550,994	45.1	356,026	29.1	92,377	7.6	12,811	1.0
	7	16,112	1.4	193,514	16.3	492,714	41.5	371,773	31.3	100,053	8.4	12,886	1.1
	12	19,772	1.7	161,361	13.6	470,833	39.5	396,901	33.3	126,409	10.6	15,250	1.3
	17	16,573	1.6	128,135	12.1	339,328	31.9	404,700	38.1	153,440	14.4	20,348	1.9
	22	13,546	1.3	110,956	10.4	306,910	28.6	384,385	35.9	220,101	20.5	35,401	3.3
	23	13,318	1.3	104,059	9.9	300,384	28.6	373,490	35.5	221,272	21.1	38,280	3.6
	24	12,770	1.2	95,805	9.2	292,464	28.2	367,715	35.5	225,480	21.7	42,991	4.1
	25	12,964	1.3	91,250	8.9	282,794	27.5	365,404	35.5	229,741	22.3	47,662	4.6
	26	13,011	1.3	86,590	8.6	267,847	26.5	359,323	35.6	225,889	22.4	57,878	5.7
	27	11,929	1.2	84,461	8.4	262,256	26.1	364,870	36.3	228,293	22.7	53,866	5.4
	28	11,095	1.1	82,169	8.4	250,639	25.7	354,911	36.3	223,287	22.9	54,875	5.6
29	9,898	1.0	79,264	8.4	240,933	25.5	345,419	36.5	216,938	22.9	53,613	5.7	
30	8,778	1.0	77,023	8.4	233,754	25.4	334,906	36.4	211,021	23.0	52,917	5.8	

注）年齢階級には「不詳」を含むため、構成比の合計は必ずしも100とにならない。

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

資料No.14 地方議会における女性議員比率（福岡県・全国 平成15年～平成30年）

（単位：人、％）

調査年次等	都道府県議会			市（区）町村議会			市（区）議会			町村議会			合計			
	議員総数	女性		議員総数	女性		議員総数	女性		議員総数	女性		議員総数	女性		
		議員数	比率		議員数	比率		議員数	比率		議員数	比率		議員数	比率	
福岡県	H15. 3	89	3	3.4	1,726	138	8.0	617	60	9.7	1,109	78	7.0	1,815	141	7.8
	H16. 12	86	4	4.7	1,673	162	9.7	612	74	12.1	1,061	88	8.3	1,759	166	9.4
	H17. 12	86	4	4.7	1,667	165	9.9	764	93	12.2	903	72	8.0	1,753	169	9.6
	H18. 12	86	4	4.7	1,576	159	10.1	873	97	11.1	703	62	8.8	1,662	163	9.8
	H19. 12	88	3	3.4	1,258	149	11.8	715	97	13.6	543	52	9.6	1,346	152	11.3
	H20. 12	87	3	3.4	1,252	147	11.7	712	95	13.3	540	52	9.6	1,339	150	11.2
	H21. 12	87	3	3.4	1,231	149	12.1	703	99	14.1	528	50	9.5	1,318	152	11.5
	H22. 12	84	3	3.6	1,162	148	12.7	705	102	14.5	457	46	10.1	1,246	151	12.1
	H23. 12	86	4	4.7	1,110	134	12.1	676	91	13.5	434	43	9.9	1,196	138	11.5
	H24. 12	83	4	4.8	1,098	134	12.2	672	92	13.7	426	42	9.9	1,181	138	11.7
	H25. 12	83	4	4.8	1,095	135	12.3	671	91	13.6	424	44	10.4	1,178	139	11.8
	H26. 12	82	4	4.9	1,080	128	11.9	657	86	13.1	423	42	9.9	1,162	132	11.4
H27. 12	86	9	10.5	1,075	121	11.3	649	84	12.9	426	37	8.7	1,161	130	11.2	
H28. 12	86	9	10.5	1,075	124	11.5	649	84	12.9	426	40	9.4	1,161	133	11.5	
H29. 12	86	9	10.5	1,060	127	12.0	639	88	13.8	421	39	9.3	1,146	136	11.9	
H30. 12	83	8	9.6	1,039	128	12.3	643	89	13.8	396	39	9.8	1,122	136	12.1	
全国	H15. 3	2,835	164	5.8	57,776	4,070	7.0	19,241	2,168	11.3	38,535	1,902	4.9	60,611	4,234	7.0
	H16. 12	2,815	194	6.9	54,138	4,441	8.2	20,949	2,505	12.0	33,189	1,936	5.8	56,953	4,635	8.1
	H17. 12	2,790	200	7.2	45,862	4,063	8.9	24,486	2,704	11.0	21,376	1,359	6.4	48,652	4,263	8.8
	H18. 12	2,758	200	7.3	40,631	3,870	9.5	24,640	2,760	11.2	15,991	1,110	6.9	43,389	4,070	9.4
	H19. 12	2,773	223	8.0	36,014	3,795	10.5	22,165	2,733	12.3	13,849	1,062	7.7	38,787	4,018	10.4
	H20. 12	2,744	225	8.2	35,165	3,806	10.8	21,841	2,761	12.6	13,324	1,045	7.8	37,909	4,031	10.6
	H21. 12	2,708	220	8.1	34,201	3,796	11.1	21,317	2,752	12.9	12,884	1,044	8.1	36,909	4,016	10.9
	H22. 12	2,681	217	8.1	33,156	3,757	11.3	21,031	2,776	13.2	12,125	981	8.1	35,837	3,974	11.1
	H23. 12	2,725	233	8.6	32,070	3,706	11.6	20,351	2,716	13.3	11,719	990	8.4	34,795	3,939	11.3
	H24. 12	2,677	232	8.7	31,705	3,693	11.6	20,129	2,696	13.4	11,576	997	8.6	34,382	3,925	11.4
	H25. 12	2,648	233	8.8	31,250	3,699	11.8	19,852	2,705	13.6	11,398	994	8.7	33,898	3,932	11.6
	H26. 12	2,613	233	8.9	30,825	3,691	12.0	19,575	2,693	13.8	11,250	998	8.9	33,438	3,924	11.7
H27. 12	2,675	261	9.8	30,490	3,866	12.7	19,343	2,802	14.5	11,147	1,064	9.5	33,165	4,127	12.4	
H28. 12	2,657	263	9.9	30,334	3,907	12.9	19,260	2,818	14.6	11,074	1,089	9.8	32,991	4,170	12.6	
H29. 12	2,614	264	10.1	30,101	3,947	13.1	19,103	2,855	14.9	10,998	1,092	9.9	32,715	4,211	12.9	
H30. 12	2,609	262	10.0	29,839	3,997	13.4	18,930	2,892	15.3	10,909	1,105	10.1	32,448	4,259	13.1	

資料出所：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

資料No.15 審議会等における女性委員割合の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成31年）

（単位：人、％）

年次	審議会等の数(福岡県)			審議会等の委員の数(福岡県)			市町村の比率	全国の比率(都道府県)
	総数	女性委員を含む数	比率	総数	女性委員数	比率		
昭和 55	172	102	59.3	3,075	224	7.3	6.3	4.1
56	194	115	59.3	3,112	298	9.6	8.1	4.3
57	190	115	60.5	3,114	324	10.4	7.3	4.3
58	203	135	66.5	3,296	363	11.0	8.7	4.9
59	207	140	67.6	3,373	388	11.5	8.7	5.2
60	198	141	71.2	3,337	387	11.6	9.9	5.5
61	203	137	67.5	3,661	401	11.0	9.3	5.8
62	210	140	66.7	3,585	397	11.1	9.7	6.3
63	209	153	73.2	3,550	423	11.9	10.2	6.6
平成 元	213	156	73.2	3,619	422	11.7	9.4	6.7
2	212	159	75.0	3,595	438	12.2	9.8	7.9
3	217	161	74.2	3,609	459	12.7	10.0	9.0
4	217	159	73.3	3,657	484	13.2	11.6	9.6
5	201	163	81.1	3,319	499	15.0	12.0	10.4
6	198	171	86.4	3,275	532	16.2	12.0	11.3
7	192	171	89.1	3,197	556	17.4	13.3	13.1
8	191	181	94.8	3,188	682	21.4	14.8	15.5
9	105	102	97.1	1,605	434	27.0	15.5	16.6
10	111	109	98.2	1,769	515	29.1	15.6	17.6
11	112	110	98.2	1,763	534	30.3	15.7	18.6
12	101	99	98.0	1,717	527	30.7	17.0	20.4
13	104	102	98.1	1,674	524	31.3	18.7	24.7
14	103	102	99.0	1,599	514	32.1	18.1	25.0
15	102	101	99.0	1,527	508	33.3	19.2	26.8
16	103	102	99.0	1,539	523	34.0	20.3	28.2
17	101	101	100.0	1,527	533	34.9	20.7	30.9
18	100	100	100.0	1,424	508	35.7	22.9	31.3
19	97	96	99.0	1,458	550	37.7	23.3	32.3
20	97	96	99.0	1,460	555	38.0	23.7	32.4
21	98	98	100.0	1,448	565	39.0	24.6	33.2
22	91	90	98.9	1,319	533	40.4	25.9	33.8
23	92	92	100.0	1,340	553	41.3	26.3	33.2
24	92	92	100.0	1,317	548	41.6	26.8	32.9
25	93	93	100.0	1,309	547	41.8	27.6	34.1
26	93	93	100.0	1,319	546	41.4	29.1	35.3
27	94	94	100.0	1,322	545	41.2	29.8	35.9
28	96	95	99.0	1,322	547	41.4	30.5	36.4
29	96	95	99.0	1,348	560	41.5	31.4	36.7
30	95	94	98.9	1,321	539	40.8	32.1	36.7
31	91	90	98.9	1,240	526	42.4	32.9	37.1

資料出所：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

資料No.16 女性公務員（警察本部除く）の採用状況の推移（福岡県 平成5年度～平成30年度）

（単位：人、％）

調査年月日	上 級			上級以外			中 級			初 級			合 計		
	総数	女性の数	女性比率	総数	女性の数	女性比率	総数	女性の数	女性比率	総数	女性の数	女性比率	総数	女性の数	女性比率
H5. 6. 1	163	37	22.7	140	75	53.6	63	35	55.6	77	40	51.9	303	112	37.0
H6. 6. 1	165	35	21.2	189	117	61.9	116	73	62.9	73	44	60.3	354	152	42.9
H7. 6. 1	128	37	28.9	161	84	52.2	62	32	51.6	99	52	52.5	289	121	41.9
H8. 6. 1	102	27	26.5	134	63	47.0	65	29	44.6	69	34	49.3	236	90	38.1
H10. 3. 31	138	39	28.3	92	40	43.5	31	19	61.3	61	21	34.4	230	79	34.3
H11. 3. 31	94	20	21.3	54	24	44.4	11	10	90.9	43	14	32.6	148	44	29.7
H12. 3. 31	70	16	22.9	36	10	27.8	16	5	31.3	20	5	25.0	106	26	24.5
H13. 3. 31	74	22	29.7	88	42	47.7	18	10	55.6	70	32	45.7	162	64	39.5
H14. 3. 31	105	45	42.9	117	62	53.0	73	47	64.4	44	15	34.1	222	107	48.2
H15. 3. 31	82	33	40.2	53	32	60.4	30	23	76.7	23	9	39.1	135	65	48.1
H16. 3. 31	70	22	31.4	53	22	41.5	29	14	48.3	24	8	33.3	123	44	35.8
H17. 3. 31	78	22	28.2	44	13	29.5	16	4	25.0	28	9	32.1	122	35	28.7
H18. 3. 31	31	10	32.3	25	10	40.0	6	3	50.0	19	7	36.8	56	20	35.7
H19. 3. 31	52	14	26.9	17	7	41.2	4	1	25.0	13	6	46.2	69	21	30.4
H20. 3. 31	74	28	37.8	53	27	50.9	24	18	75.0	29	9	31.0	127	55	43.3
H21. 3. 31	97	19	19.6	59	29	49.2	33	21	63.6	26	8	30.8	156	48	30.8
H22. 3. 31	111	49	44.1	64	32	52.6	38	20	52.6	26	12	46.2	175	81	46.3
H23. 3. 31	122	40	32.8	171	68	39.8	94	38	40.4	77	30	39.0	293	108	36.9
H24. 3. 31	145	53	36.6	160	85	53.1	113	59	52.2	47	26	55.3	305	138	45.2
H25. 3. 31	178	54	30.3	155	86	55.5	-	-	-	-	-	-	333	140	42.0
H26. 3. 31	132	41	31.1	126	49	38.9	-	-	-	-	-	-	258	90	34.9
H27. 3. 31	101	30	29.7	121	55	45.5	-	-	-	-	-	-	222	85	38.3
H28. 3. 31	133	44	33.1	100	49	49.0	-	-	-	-	-	-	233	93	39.9
H29. 3. 31	108	34	31.5	156	63	40.4	-	-	-	-	-	-	264	97	36.7
H30. 3. 31	133	46	34.6	107	48	44.9	-	-	-	-	-	-	240	94	39.2
H31. 3. 31	186	54	29.0	170	71	41.8	-	-	-	-	-	-	356	125	35.1

資料出所：福岡県男女共同参画推進課調べ

平成25年度からは、全体のうち、上級の人数のみを調査している。

資料No.17 都道府県における管理職（本庁の課長相当職以上）の女性の登用状況の推移
（福岡県・全国 平成5年～平成31年）

（単位：％）

福岡県			全国		
調査年月日等	本庁	支庁及び地方 事務所	本庁	支庁及び地方 事務所	調査年月日等
H5. 6. 1	2. 2	*「本庁」、 「支庁及び 地方事務所」 を区分せず	1. 7	4. 6	H5. 6. 1
H6. 6. 1	2. 5		1. 8	4. 0	H6. 6. 1
H7. 6. 1	2. 3		1. 8	4. 1	H7. 6. 1
H8. 6. 1	2. 4		1. 9	4. 1	H8. 6. 1
H10. 3. 31	1. 1	2. 9	3. 1	4. 5	H10. 3. 31
H11. 3. 31	1. 2	2. 6	3. 4	4. 5	H11. 3. 31
H12. 3. 31	1. 1	2. 5	3. 4	4. 9	H12. 3. 31
H13. 3. 31	1. 7	4. 4	2. 4	5. 8	H13. 3. 31
H14. 4. 1	2. 8	4. 1	2. 7	5. 9	H14. 4. 1
H15. 4. 1	2. 8	3. 2	2. 9	6. 3	H15. 4. 1
H16. 5. 1	3. 2	4. 2	3. 0	6. 5	H16. 4. 1
H17. 5. 1	3. 1	2. 4	3. 1	6. 3	H17. 4. 1
H18. 5. 1	2. 7	2. 5	3. 4	6. 4	H18. 4. 1
H19. 5. 1	3. 6	2. 5	3. 5	6. 6	H19. 4. 1
H20. 4. 1	3. 6	2. 6	3. 9	6. 8	H20. 4. 1
H21. 4. 1	3. 1	1. 8	4. 2	7. 1	H21. 4. 1
H22. 4. 1	3. 6	3. 4	4. 3	7. 6	H22. 4. 1
H23. 4. 1	3. 4	4. 2	4. 7	8. 2	H23. 4. 1
H24. 4. 1	4. 3	4. 5	4. 8	8. 3	H24. 4. 1
H25. 4. 1	5. 8	4. 0	4. 9	8. 7	H25. 4. 1
H26. 4. 1	7. 2	6. 1	5. 4	9. 1	H26. 4. 1
H27. 4. 1	8. 5	7. 7	5. 9	9. 7	H27. 4. 1
H28. 4. 1	9. 0	8. 8	6. 6	10. 4	H28. 4. 1
H29. 4. 1	10. 4	8. 3	7. 2	10. 9	H29. 4. 1
H30. 4. 1	11. 2	10. 7	8. 0	11. 5	H30. 4. 1
H31. 4. 1	11. 6	12. 9	8. 8	12. 0	H31. 4. 1

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

資料No.18 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の件数
（福岡県・全国 平成26年度～平成30年度）

（単位：件）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
福岡県	3,387	3,157	2,914	2,558	2,423	
全国	来 所	31,855	34,072	33,418	32,385	34,849
	電 話	65,895	72,246	69,780	70,043	75,964
	その他	5,213	4,854	3,169	3,682	3,668
	合 計	102,963	111,172	106,367	106,110	114,481

※被害者本人からの申し出の件数

資料出所：内閣府男女共同参画局

資料No.19 年齢階級別人工妊娠中絶件数の推移（福岡県 平成18年～平成29年）

(単位：件、%)

年次等		20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	計
件数 (件)	平成 18	1,766	4,374	3,316	3,070	2,265	804	68	1	0	15,664
	19	1,558	4,033	3,205	2,890	2,239	863	80	0	2	14,870
	20	1,493	3,692	2,983	2,647	2,141	821	74	1	1	13,853
	21	1,375	3,352	2,835	2,546	2,191	765	61	0	3	13,128
	22	1,338	3,049	2,680	2,312	2,012	806	59	2	0	12,258
	23	1,346	2,726	2,488	2,195	1,963	781	51	0	3	11,553
	24	1,368	2,721	2,485	2,118	1,983	777	62	2	1	11,517
	25	1,281	2,510	2,186	2,028	1,773	777	63	0	1	10,619
	26	1,325	2,442	2,139	2,007	1,678	760	48	0	1	10,400
	27	1,082	2,495	2,090	2,035	1,755	783	69	2	1	10,312
	28	946	2,497	1,890	2,016	1,673	818	62	0	2	9,904
29	973	2,359	1,923	1,939	1,684	797	66	0	1	9,742	
構成比 (%)	平成 18	11.3	27.9	21.2	19.6	14.5	5.1	0.4	0.0	0.0	100.0
	19	10.5	27.1	21.6	19.4	15.1	5.8	0.5	0.0	0.0	100.0
	20	10.8	26.7	21.5	19.1	15.5	5.9	0.5	0.0	0.0	100.0
	21	10.5	25.5	21.6	19.4	16.7	5.8	0.5	0.0	0.0	100.0
	22	10.9	24.9	21.9	18.9	16.4	6.6	0.5	0.0	0.0	100.0
	23	11.7	23.6	21.5	19.0	17.0	6.8	0.4	0.0	0.0	100.0
	24	11.9	23.6	21.6	18.4	17.2	6.7	0.5	0.0	0.0	100.0
	25	12.1	23.6	20.6	19.1	16.7	7.3	0.6	0.0	0.0	100.0
	26	12.7	23.5	20.6	19.3	16.1	7.3	0.5	0.0	0.0	100.0
	27	10.5	24.2	20.3	19.7	17.0	7.6	0.7	0.0	0.0	100.0
	28	9.5	24.2	19.7	19.9	17.3	8.2	0.7	0.0	0.0	100.0
29	10.0	24.2	19.7	19.9	17.3	8.2	0.7	0.0	0.0	100.0	

資料出所：福岡県保健医療介護部「保健統計年報」

資料No.20 小・中・高等学校教員数の推移（福岡県・全国 平成2年～令和元年）

(単位：人、%)

		小学校				中学校				高等学校			
		総数	女性	男性	女性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	総数	女性	男性	女性の割合
福岡県	平成 2	16,815	10,451	6,364	62.2	11,010	4,505	6,505	40.9	10,101	2,113	7,988	20.9
	7	16,158	10,205	5,953	63.2	10,561	4,611	5,950	43.7	10,127	2,486	7,641	24.5
	12	14,984	9,539	5,445	63.7	9,820	4,310	5,510	43.9	9,855	2,711	7,144	27.5
	17	15,463	9,938	5,525	64.3	9,383	4,102	5,281	43.7	9,009	2,694	6,315	29.9
	18	15,462	9,943	5,519	64.3	9,357	4,096	5,261	43.8	8,915	2,692	6,223	30.2
	19	15,482	9,992	5,490	64.5	9,458	4,136	5,322	43.7	8,657	2,611	6,046	30.2
	20	15,548	10,059	5,489	64.7	9,460	4,134	5,326	43.7	8,617	2,618	5,999	30.4
	21	15,599	10,107	5,492	64.8	9,522	4,196	5,326	44.1	8,552	2,597	5,955	30.4
	22	15,799	10,299	5,500	65.2	9,566	4,202	5,364	43.9	8,540	2,635	5,905	30.9
	23	15,936	10,403	5,533	65.3	9,679	4,266	5,413	44.1	8,515	2,673	5,842	31.4
	24	16,041	10,467	5,574	65.3	9,707	4,331	5,376	44.6	8,574	2,753	5,821	32.1
	25	16,181	10,572	5,609	65.3	9,720	4,371	5,349	45.0	8,577	2,766	5,811	32.2
	26	16,239	10,609	5,630	65.3	9,737	4,369	5,368	44.9	8,654	2,802	5,852	32.4
	27	16,444	10,721	5,723	65.2	9,735	4,385	5,350	45.0	8,607	2,837	5,770	33.0
	28	16,581	10,827	5,754	65.3	9,711	4,413	5,298	45.4	8,570	2,851	5,719	33.3
	29	16,838	11,042	5,796	65.6	9,764	4,442	5,322	45.5	8,563	2,807	5,696	32.8
	30	17,303	11,310	5,993	65.4	9,696	4,441	5,255	45.8	8,559	2,896	5,663	33.8
	令和元	17,521	11,451	6,070	65.4	9,765	4,489	5,276	46.0	8,541	2,915	5,626	34.1
	全国	平成 2	444,218	259,188	185,030	58.3	286,065	104,007	182,058	36.4	286,006	58,665	227,341
7		430,958	263,626	167,332	61.2	271,020	106,337	164,683	39.2	281,117	65,325	215,792	23.2
12		407,598	253,946	153,652	62.3	257,605	104,315	153,290	40.5	269,027	68,847	200,180	25.6
17		416,833	261,559	155,274	62.7	248,694	102,091	146,603	41.1	251,408	69,475	181,933	27.6
18		417,858	261,951	155,907	62.7	248,280	102,244	146,036	41.2	247,804	69,091	178,713	27.9
19		418,246	262,387	155,859	62.7	249,645	103,363	146,282	41.4	243,953	68,593	175,360	28.1
20		419,309	263,319	155,990	62.8	249,509	103,613	145,896	41.5	241,226	68,795	172,431	28.5
21		419,518	263,469	156,049	62.8	250,771	104,676	146,095	41.7	239,342	69,198	170,144	28.9
22		419,776	263,746	156,030	62.8	250,899	105,155	145,744	41.9	238,929	70,277	168,652	29.4
23		419,467	263,332	156,135	62.8	253,104	106,435	146,669	42.1	237,526	70,759	166,767	29.8
24		418,707	262,606	156,101	62.7	253,753	107,344	146,409	42.3	237,224	71,784	165,440	30.3
25		417,553	261,109	156,444	62.5	254,235	108,121	146,114	42.5	235,062	72,094	162,968	30.7
26		416,475	259,875	156,600	62.4	253,832	108,148	145,684	42.6	235,306	72,830	162,476	31.0
27		417,152	260,025	157,127	62.3	253,704	108,542	145,162	42.8	234,970	73,591	161,379	31.3
28		416,973	259,639	157,334	62.3	251,978	108,319	143,659	43.0	234,611	74,295	160,316	31.7
29		418,790	260,487	158,303	62.2	250,060	107,863	142,197	43.1	233,925	74,623	159,302	31.9
30		420,659	261,445	159,214	62.2	247,229	107,103	140,126	43.3	232,802	74,660	158,142	32.1
令和元		421,935	262,277	159,658	62.2	246,825	107,479	139,346	43.5	231,319	74,686	156,633	32.3

※本務教員数の推移

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

資料No.21 幼稚園、小・中・高等学校管理職に占める女性割合の推移（福岡県・全国 平成26年～令和元年）

（単位：人、％）

	平成26年					平成27年					平成28年					平成29年					平成30年					令和元年				
	総数	女性	男性	女性比率	女性比率	総数	女性	男性	女性比率	女性比率	総数	女性	男性	女性比率	女性比率	総数	女性	男性	女性比率	女性比率	総数	女性	男性	女性比率	女性比率	総数	女性	男性	女性比率	女性比率
幼稚園	園長	415	216	199	52.0	397	201	196	50.6	387	198	189	51.2	383	194	189	50.7	379	189	190	49.9	377	186	191	49.3	377	186	191	49.3	
	副園長	114	83	31	72.8	130	94	36	72.3	141	100	41	70.9	136	97	39	71.3	140	99	41	70.7	137	95	42	69.3	137	95	42	69.3	
	教頭	69	54	15	78.3	55	45	10	81.8	53	44	9	83.0	64	45	19	70.3	47	39	8	83.0	38	32	6	84.2	38	32	6	84.2	
	校長	740	162	578	21.9	740	158	582	21.4	737	157	580	21.3	734	165	569	22.5	727	154	573	21.2	723	167	556	23.1	723	167	556	23.1	
	副校長	20	6	14	30.0	23	7	16	30.4	25	7	18	28.0	19	3	16	15.8	17	3	14	17.6	15	0	15	0.0	15	0	15	0.0	
小学校	園長	746	157	589	21.0	743	158	585	21.3	739	168	571	22.7	746	197	549	26.4	750	219	531	29.2	751	237	514	31.6	751	237	514	31.6	
	校長	339	26	313	7.7	332	26	306	7.8	332	27	305	8.1	330	25	305	7.6	331	31	300	9.4	331	29	302	8.8	331	29	302	8.8	
	副校長	15	1	14	6.7	15	1	14	6.7	16	1	15	6.3	18	1	17	5.6	18	2	16	11.1	19	2	17	10.5	19	2	17	10.5	
	教頭	379	26	353	6.9	378	32	346	8.5	382	37	345	9.7	372	43	329	11.6	377	46	331	12.2	380	54	326	14.2	380	54	326	14.2	
	校長	171	10	161	5.8	174	15	159	8.6	172	16	156	9.3	171	16	155	9.4	171	18	153	10.5	172	15	157	8.7	172	15	157	8.7	
高等学校	園長	9,977	6,016	3,961	60.3	9,032	5,462	3,570	60.5	8,788	5,340	3,448	60.8	8,530	5,154	3,376	60.4	8,266	4,958	3,308	60.0	8,001	4,741	3,260	59.3	8,001	4,741	3,260	59.3	
	副園長	3,009	2,394	615	79.6	2,952	2,311	641	78.3	3,032	2,381	651	78.5	3,085	2,437	648	79.0	3,074	2,429	645	79.0	3,079	2,425	654	78.8	3,079	2,425	654	78.8	
	教頭	1,849	1,738	111	94.0	1,722	1,614	108	93.7	1,629	1,520	109	93.3	1,596	1,488	108	93.2	1,524	1,420	104	93.2	1,475	1,373	102	93.1	1,475	1,373	102	93.1	
	校長	20,165	3,842	16,323	19.1	19,926	3,813	16,113	19.1	19,655	3,774	15,881	19.2	19,451	3,763	15,688	19.3	19,267	3,778	15,489	19.6	19,115	3,930	15,185	20.6	19,115	3,930	15,185	20.6	
	副校長	1,875	509	1,366	27.1	1,886	528	1,358	28.0	1,876	546	1,330	29.1	1,942	591	1,351	30.4	1,919	605	1,314	31.5	1,910	590	1,320	30.9	1,910	590	1,320	30.9	
全国	園長	19,018	4,089	14,929	21.5	18,809	4,186	14,623	22.3	18,582	4,210	14,372	22.7	18,303	4,367	13,936	23.9	18,163	4,645	13,518	25.6	18,026	4,874	13,152	27.0	18,026	4,874	13,152	27.0	
	校長	9,436	545	8,891	5.8	9,372	571	8,801	6.1	9,286	588	8,698	6.3	9,228	609	8,619	6.6	9,165	612	8,553	6.7	9,103	676	8,427	7.4	9,103	676	8,427	7.4	
	副校長	1,085	110	975	10.1	1,106	111	995	10.0	1,112	135	977	12.1	1,136	150	986	13.2	1,126	176	950	15.6	1,126	176	950	15.6	1,126	176	950	15.6	
	教頭	9,754	806	8,948	8.3	9,695	848	8,847	8.7	9,619	950	8,669	9.9	9,497	1,021	8,476	10.8	9,450	1,133	8,317	12.0	9,406	1,254	8,152	13.3	9,406	1,254	8,152	13.3	
	校長	4,791	350	4,441	7.3	4,769	367	4,402	7.7	4,753	373	4,380	7.8	4,729	374	4,355	7.9	4,714	382	4,332	8.1	4,716	384	4,332	8.1	4,716	384	4,332	8.1	
副校長	1,241	108	1,133	8.7	1,249	102	1,147	8.2	1,264	106	1,158	8.4	1,291	100	1,191	7.7	1,313	109	1,204	8.3	1,303	117	1,186	9.0	1,303	117	1,186	9.0		
教頭	6,334	474	5,860	7.5	6,301	501	5,800	8.0	6,297	524	5,773	8.3	6,278	575	5,703	9.2	6,236	587	5,649	9.4	6,247	626	5,621	10.0	6,247	626	5,621	10.0		

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

資料No.22 進学率の推移（高等学校、大学・短期大学）（福岡県・全国 昭和55年～令和元年）

（単位：人、％）

年次等	中学校 卒業者 総数		高等学校等への進学率						高等学校 卒業者 総数		大学(学部)・短期大学等への現役進学者数						大学(学部)・短期大学 等への現役進学者率		
	進学者 総数	進学者 数	女性		男性		計	女性	男性	進学者 総数	女性		男性		計	女性	男性		
			卒業 者数	進学 者数	卒業 者数	進学 者数					卒業 者数	進学 者数	卒業 者数	進学 者数					
昭和	55	62,719	59,606	30,847	29,536	31,872	30,070	95.0	95.7	94.3	52,210	16,556	25,848	8,861	26,362	7,695	31.7	34.3	29.2
	60	70,004	65,975	34,335	32,457	35,669	33,518	94.2	94.5	94.0	51,360	16,816	25,558	8,969	25,802	7,847	32.7	35.1	30.4
平成	2	76,094	72,850	37,270	35,742	38,824	37,108	95.7	95.9	95.6	65,460	20,911	32,257	12,668	33,203	8,243	31.9	39.3	24.8
	7	67,719	65,442	33,043	32,091	34,676	33,351	96.6	97.1	96.2	62,841	24,561	31,610	14,582	31,231	9,979	39.1	46.1	32.0
	12	61,472	59,475	30,144	29,314	31,328	30,161	96.8	97.2	96.3	55,468	24,810	28,044	12,859	27,424	11,951	44.7	45.9	43.6
	17	50,424	48,795	24,751	24,020	25,673	24,775	96.8	97.0	96.5	50,208	22,681	24,970	11,629	25,238	11,052	45.2	46.6	43.8
	22	49,143	47,728	24,098	23,468	25,045	24,260	97.1	97.4	96.9	42,611	22,725	21,258	11,824	23,353	10,901	53.3	55.6	51.1
	23	47,402	46,192	23,344	22,835	24,058	23,357	97.4	97.8	97.1	42,155	22,482	20,935	11,820	21,220	10,662	53.3	56.5	50.2
	24	48,023	46,822	23,613	23,126	24,410	23,696	97.5	97.9	97.1	41,532	21,802	20,849	11,514	20,683	10,288	52.5	55.2	49.7
	25	48,005	46,828	23,521	23,061	24,484	23,767	97.5	98.0	97.1	42,806	22,244	21,354	11,780	21,452	10,464	52.0	55.2	48.8
	26	47,920	46,794	23,544	23,114	24,376	23,680	97.7	98.2	97.1	41,649	22,129	20,884	11,836	20,765	10,293	53.1	56.7	49.6
	27	46,993	45,941	22,926	22,522	24,067	23,419	97.8	98.2	97.3	41,993	22,797	21,071	12,083	20,922	10,714	54.3	57.3	51.2
	28	47,266	46,338	22,850	22,516	24,116	23,822	98.0	98.4	97.6	41,980	22,836	20,913	12,053	21,067	10,783	54.4	57.6	51.2
	29	47,429	46,494	23,324	22,947	24,105	23,547	98.0	98.4	97.7	42,435	23,020	21,256	12,109	21,179	10,911	54.2	57.0	51.5
	30	46,403	45,561	22,717	22,394	23,686	23,167	98.2	98.6	97.8	41,586	22,231	20,645	11,820	20,941	10,411	53.5	57.3	49.7
令和	元	45,416	44,625	22,330	21,997	23,086	22,628	98.3	98.5	98.0	41,870	22,512	20,589	11,951	21,281	10,561	53.8	58.0	49.6
昭和	55	1,723,025	1,623,759	842,297	803,420	880,728	820,339	94.2	95.4	93.1	1,399,292	445,875	700,491	234,413	698,801	211,462	31.9	33.5	30.3
	60	1,882,034	1,771,644	917,195	873,695	964,839	897,949	94.1	95.3	93.1	1,373,713	418,952	699,832	234,039	683,881	184,913	30.5	33.9	27.0
平成	2	1,981,503	1,869,958	966,803	924,086	1,014,700	945,872	94.4	95.6	93.2	1,766,917	539,953	885,816	330,007	881,101	209,946	30.6	37.3	23.8
	7	1,622,198	1,553,984	791,452	767,482	830,746	786,502	95.8	97.0	94.7	1,590,720	597,986	798,514	362,598	792,206	235,388	37.6	45.4	29.7
	12	1,464,760	1,404,457	716,501	693,452	748,259	711,005	95.9	96.8	95.0	1,328,902	599,747	667,367	317,789	661,535	281,958	45.1	47.6	42.6
	17	1,236,363	1,207,162	603,968	591,575	632,395	615,587	97.6	97.9	97.3	1,202,738	568,336	595,264	289,589	607,474	278,747	47.3	48.6	45.9
	22	1,227,736	1,203,618	600,331	589,992	627,405	613,626	98.0	98.3	97.8	1,069,129	580,578	528,333	295,511	540,796	285,067	54.3	55.9	52.7
	23	1,176,923	1,156,158	575,806	567,082	601,117	589,076	98.2	98.5	98.0	1,061,564	571,797	524,949	293,381	536,615	278,416	53.9	55.9	51.9
	24	1,195,204	1,174,596	584,288	575,883	610,916	598,713	98.3	98.6	98.0	1,053,180	563,450	521,970	289,685	531,210	273,765	53.5	55.5	51.5
	25	1,185,054	1,165,730	579,709	572,090	605,345	593,640	98.4	98.7	98.1	1,088,124	578,554	540,769	300,093	547,355	278,461	53.2	55.5	50.9
	26	1,192,990	1,173,998	583,143	575,814	609,847	598,184	98.4	98.7	98.1	1,047,392	563,268	520,925	292,221	526,467	271,047	53.8	56.1	51.5
	27	1,174,529	1,157,390	573,573	566,831	600,956	590,559	98.5	98.8	98.3	1,064,376	579,938	529,478	301,088	534,898	278,850	54.5	56.9	52.1
	28	1,169,415	1,154,373	570,548	564,714	598,867	589,659	98.7	99.0	98.5	1,059,266	579,738	527,550	301,923	531,716	277,815	54.7	57.2	52.2
	29	1,160,351	1,146,145	566,710	561,028	593,641	585,117	98.8	99.0	98.6	1,069,568	585,194	532,283	305,096	537,285	280,088	54.7	57.3	52.1
	30	1,133,016	1,119,580	553,341	547,872	579,675	571,708	98.8	99.0	98.6	1,056,378	578,041	524,159	302,353	532,219	275,688	54.7	57.7	51.8
令和	元	1,112,083	1,098,876	543,050	537,532	569,033	561,344	98.8	99.0	98.6	1,050,559	574,308	519,975	300,392	530,584	273,916	54.7	57.8	51.6

注1) 高等学校等への進学率＝(高等学校等への進学者数/中学校卒業者数)×100

ただし、進学者には、高等学校への通信制課程への進学者は含まない。

注2) 大学(学部)、短期大学等への現役進学率＝(大学(学部)、短期大学等への現役進学者数/高等学校等卒業者数)×100

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

資料No.23 高等学校卒業者の進路の推移（福岡県 平成7年～令和元年）

（単位：人、％）

年次等	卒業者数	大学(学部)		短期大学その他		専修学校等		公共職業能力開発施設等		就職		左記以外の者等		
		進学者	比率	進学者	比率	入学者	比率	入学者	比率	人数	比率	人数	比率	
女性	平成 7	31,610	6,485	20.5	8,097	25.6	7,518	23.8	—	—	6,889	21.8	2,621	8.3
	12	28,044	8,385	29.9	4,474	16.0	7,750	27.6	40	0.1	3,950	14.1	3,445	12.3
	17	24,970	8,130	32.6	3,499	14.0	7,429	29.8	52	0.2	3,455	13.8	2,405	9.6
	18	23,160	8,269	35.7	3,282	14.2	6,351	27.4	40	0.2	3,435	14.8	1,783	7.7
	19	22,694	8,712	38.4	3,091	13.6	5,714	25.2	47	0.2	3,362	14.8	1,768	7.8
	20	21,676	8,739	40.3	2,947	13.6	5,252	24.2	34	0.2	3,306	15.3	1,398	6.4
	21	20,983	8,850	42.2	2,839	13.5	4,901	23.4	40	0.2	2,884	13.7	1,469	7.0
	22	21,258	8,890	41.8	2,934	13.8	5,169	24.3	50	0.2	2,680	12.6	1,535	7.2
	23	20,935	9,016	43.1	2,804	13.4	5,061	24.2	41	0.2	2,804	13.4	1,209	5.8
	24	20,849	8,740	41.9	2,774	13.3	5,247	25.2	36	0.2	2,839	13.6	1,213	5.8
	25	21,354	8,978	42.0	2,802	13.1	5,536	25.9	42	0.2	2,809	13.2	1,187	5.6
	26	20,884	9,069	43.4	2,767	13.2	5,031	24.1	55	0.3	2,835	13.6	1,127	5.4
	27	21,071	9,267	44.0	2,816	13.4	4,946	23.5	31	0.1	2,883	13.7	1,128	5.4
	28	20,913	9,378	44.8	2,675	12.8	4,941	23.6	24	0.1	2,851	13.6	1,044	5.0
	29	21,256	9,609	45.2	2,500	11.8	5,228	24.6	45	0.2	2,898	13.6	976	4.6
	30	20,645	9,487	46.0	2,333	11.3	4,944	23.9	48	0.2	2,816	13.6	1,017	4.9
	令和元	20,589	9,744	47.3	2,207	10.7	5,014	24.4	34	0.2	2,654	12.9	936	4.5
男性	平成 7	31,231	9,386	30.1	593	1.9	10,941	35.0	—	—	8,630	27.6	1,681	5.4
	12	27,424	11,419	41.6	532	1.9	7,119	26.0	172	0.6	5,576	20.3	2,606	9.5
	17	25,238	10,531	41.7	521	2.1	6,991	27.7	187	0.7	5,125	20.3	1,883	7.5
	18	23,405	10,504	44.9	413	1.8	5,924	25.3	162	0.7	4,974	21.3	1,428	6.1
	19	23,247	11,060	47.6	334	1.4	5,130	22.1	146	0.6	5,160	22.2	1,417	6.1
	20	22,079	10,590	48.0	332	1.5	4,939	22.4	140	0.6	4,939	22.4	1,139	5.2
	21	21,183	10,268	48.5	296	1.4	4,572	21.6	146	0.7	4,672	22.1	1,229	5.8
	22	21,353	10,579	49.5	322	1.5	4,988	23.4	158	0.7	4,075	19.1	1,231	5.8
	23	21,220	10,312	48.6	350	1.6	5,122	24.1	157	0.7	4,259	20.1	1,020	4.8
	24	20,683	9,985	48.3	303	1.5	4,998	24.2	147	0.7	4,282	20.7	968	4.7
	25	21,452	10,111	47.1	353	1.6	5,308	24.7	172	0.8	4,560	21.3	948	4.4
	26	20,765	9,951	47.9	342	1.6	4,894	23.6	155	0.7	4,464	21.5	959	4.6
	27	20,922	10,344	49.4	370	1.8	4,434	21.2	136	0.7	4,691	22.4	947	4.5
	28	21,067	10,449	49.6	334	1.6	4,338	20.6	114	0.5	4,731	22.5	1,101	5.2
	29	21,179	10,581	50.0	330	1.6	4,584	21.6	95	0.4	4,668	22.0	921	4.3
	30	20,941	10,109	48.3	302	1.4	4,655	22.2	113	0.5	4,823	23.0	939	4.5
	令和元	21,281	10,222	48.0	339	1.6	4,678	22.0	130	0.6	4,949	23.3	963	4.5

注1) 公共職業能力開発施設等入学者については、平成11年度調査より追加。

注2) 「大学(学部)進学者」及び「短期大学その他への進学者」には就職している者を含むため、卒業者総数に占める割合の合計は必ずしも100%にならない。

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

資料No.24 大学、短期大学の年次別学校数及び在学者数（福岡県・全国 平成2年～令和元年）

（単位：校、人、％）

年次等	学校数	福岡県					全国				
		学校数	在学者数				学校数	在学者数			
			計	女	男	女子の割合		計	女	男	女子の割合
大学	平成 2	25	106,700	20,315	86,385	19.0	507	2,133,362	584,155	1,549,207	27.4
	7	27	124,638	33,492	91,146	26.9	565	2,546,649	821,893	1,724,756	32.3
	17	31	130,347	48,183	82,164	37.0	726	2,865,051	1,124,900	1,740,151	39.3
	22	34	123,974	49,052	74,922	39.6	778	2,887,414	1,185,580	1,701,834	41.1
	23	35	123,738	49,668	74,070	40.1	780	2,893,489	1,200,182	1,693,307	41.5
	24	34	121,756	49,563	72,193	40.7	783	2,876,134	1,206,134	1,670,000	41.9
	25	34	121,134	49,915	71,219	41.2	782	2,868,872	1,216,012	1,652,860	42.4
	26	34	120,052	49,994	70,058	41.6	781	2,855,529	1,220,091	1,635,438	42.7
	27	34	119,931	50,098	69,833	41.8	779	2,860,210	1,231,868	1,628,342	43.1
	28	34	120,080	50,277	69,803	41.9	777	2,873,624	1,247,726	1,625,898	43.4
	29	35	120,838	50,734	70,104	42.0	780	2,890,880	1,263,893	1,626,987	43.7
	30	34	121,581	51,360	70,221	42.2	782	2,909,159	1,280,406	1,628,753	44.0
	令和元	34	122,457	52,195	70,262	42.6	786	2,918,668	1,293,095	1,625,573	44.3
短期大学	平成 2	27	23,782	22,306	1,476	93.8	593	479,389	438,443	40,946	91.5
	7	26	24,587	22,660	1,927	92.2	596	498,516	455,439	43,077	91.4
	17	24	11,960	10,738	1,222	89.8	488	219,355	191,131	28,224	87.1
	22	20	8,873	8,063	810	90.9	395	155,273	137,791	17,482	88.7
	23	20	8,811	7,930	881	90.0	387	150,007	132,635	17,372	88.4
	24	20	8,405	7,569	836	90.1	372	141,970	125,469	16,501	88.4
	25	20	8,322	7,416	906	89.1	359	138,260	122,176	16,084	88.4
	26	20	8,474	7,473	1,001	88.2	352	136,534	120,722	15,812	88.4
	27	20	8,355	7,388	967	88.4	346	132,681	117,461	15,220	88.5
	28	20	8,128	7,196	932	88.5	341	128,460	113,975	14,485	88.7
	29	19	7,638	6,708	930	87.8	337	123,949	109,898	14,051	88.7
	30	19	7,211	6,291	920	87.2	331	119,035	105,530	13,505	88.7
	令和元	18	6,843	5,947	896	86.9	326	113,013	99,866	13,147	88.4

注1) 「学校数」は学生募集停止の学校も正規の廃止手続きが完了しない限り含む。（各年5月1日現在）

注2) 「在学者数」には、大学については学部学生のほか大学院・専攻科・別科の学生及び聴講生・研究生等を含み、短期大学については、本科学生のほか専攻科・別科の学生及び聴講生を含む。

但し、上記の学校は通信教育部の学生は除く。

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

資料No.25 専攻分野別にみた学生数（大学・学部）（全国 平成7年～令和元年）

（単位：人、％）

区分	全体		人文科学		社会科学		理学		工学		農学		保健				その他		
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	医学・歯学		その他		実数	比率	
													実数	比率	実数	比率			
平成7年	全体	2,330,831	100.0	374,964	16.1	933,624	40.1	82,764	3.6	456,707	19.6	71,880	3.1	65,667	2.8	56,414	2.4	288,811	12.4
	女子	767,886	32.9	251,057	32.7	199,637	26.0	19,510	2.5	35,328	4.6	25,352	3.3	18,929	2.5	38,645	5.0	179,428	23.4
平成12年	全体	2,471,755	100.0	410,979	16.6	985,617	39.9	87,901	3.6	467,162	18.9	70,308	2.8	64,309	2.6	79,328	3.2	306,151	12.4
	女子	913,222	36.9	275,733	30.2	267,789	29.3	22,282	2.4	46,489	5.1	28,327	3.1	21,344	2.3	56,346	6.2	194,912	21.3
平成17年	全体	2,508,088	100.0	405,413	16.2	945,756	37.7	89,844	3.5	433,377	17.3	70,328	2.8	63,553	2.5	123,301	4.9	379,516	15.1
	女子	1,009,217	40.2	271,827	26.9	294,688	29.2	22,161	2.2	45,703	4.5	28,450	2.8	21,535	2.1	84,245	8.3	240,608	23.8
平成22年	全体	2,559,191	100.0	388,564	15.2	892,545	34.9	81,425	3.2	400,633	15.7	75,816	3.0	64,935	2.5	188,248	7.4	467,025	18.2
	女子	1,077,782	42.1	258,465	24.0	288,463	26.8	21,008	1.9	43,583	4.0	30,994	2.9	21,455	2.0	124,145	11.5	279,669	26.9
平成23年	全体	2,569,349	100.0	385,268	15.0	879,173	34.2	80,960	3.2	394,474	15.4	75,770	2.9	65,584	2.6	205,202	8.0	482,918	18.8
	女子	1,094,283	42.6	255,049	23.3	287,179	26.2	20,980	1.9	44,184	4.0	31,668	2.9	21,851	2.0	135,423	12.4	297,949	27.2
平成24年	全体	2,562,068	100.0	377,182	14.7	848,652	33.1	80,490	3.1	390,042	15.2	73,724	3.0	67,973	2.7	225,319	8.8	496,686	19.4
	女子	1,113,812	43.5	248,301	22.3	285,176	25.6	21,123	1.9	48,036	4.3	32,990	3.0	22,877	2.1	149,430	13.4	305,879	27.5
平成25年	全体	2,560,909	100.0	379,288	14.8	861,881	33.7	80,990	3.2	390,532	15.2	75,741	3.0	66,845	2.6	215,492	8.4	490,140	19.1
	女子	1,101,044	43.0	249,966	22.7	285,828	25.9	21,150	1.9	45,724	4.2	32,425	2.9	22,411	2.0	142,542	12.9	301,598	27.4
平成26年	全体	2,552,022	100.0	371,201	14.5	835,213	32.7	80,684	3.2	388,276	15.2	75,593	3.0	69,286	2.7	233,812	9.2	497,957	19.5
	女子	1,117,778	43.8	243,486	21.8	284,027	25.4	21,309	1.9	50,275	4.5	33,485	3.0	23,552	2.1	155,569	13.9	306,055	27.4
平成27年	全体	2,556,062	100.0	368,285	14.4	828,230	32.4	80,111	3.1	389,168	15.2	75,398	2.9	70,415	2.8	241,412	9.4	503,043	19.7
	女子	1,127,372	44.1	241,148	21.4	284,023	25.2	21,431	1.9	52,955	4.7	33,464	3.0	24,202	2.1	161,635	14.3	308,514	27.4
平成28年	全体	2,567,030	100.0	366,220	14.3	829,399	32.3	79,290	3.1	384,762	15.0	76,404	3.0	71,021	2.8	247,435	9.6	512,499	20.0
	女子	1,141,425	44.5	239,505	21.0	287,892	25.2	21,440	1.9	54,042	4.7	33,989	3.0	24,632	2.2	167,082	14.6	312,843	27.4
平成29年	全体	2,582,670	100.0	364,621	14.3	833,256	32.3	79,008	3.1	384,724	15.0	76,676	3.0	71,561	2.8	253,128	9.8	519,696	20.1
	女子	1,156,021	44.8	237,822	20.6	291,977	25.3	21,529	1.9	55,975	4.8	34,309	3.0	25,054	2.2	172,721	14.9	316,634	27.4
平成30年	全体	2,599,684	100.0	365,163	14.0	837,240	32.2	78,458	3.0	382,324	14.7	76,930	3.0	71,974	2.8	257,298	9.9	530,297	20.4
	女子	1,172,170	45.1	238,545	20.4	295,827	25.2	21,781	1.9	57,446	4.9	34,588	3.0	25,333	2.2	177,593	15.2	321,057	27.4
令和元年	全体	2,609,148	100.0	365,163	14.0	836,408	32.0	77,997	3.0	380,452	14.5	77,100	3.0	72,109	2.8	260,706	10.0	539,210	20.7
	女子	1,183,962	45.4	238,381	20.1	297,571	25.2	21,727	1.8	58,560	4.9	34,788	2.9	25,814	2.2	181,647	15.3	325,474	27.6
	男子	1,425,186	54.6	126,782	8.9	538,837	37.9	56,270	3.9	321,892	22.6	42,312	3.0	46,295	3.2	79,059	5.5	213,739	15.0

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

資料No.26 年齢階級別労働力状態の推移 (福岡県 平成17年～平成27年)

(単位：人、%)

年齢階級	平成17年						平成22年						平成27年					
	総数	労働力人口総数	労働力率	就業者	就業率	完全失業者	総数	労働力人口総数	労働力率	就業者	就業率	完全失業者	総数	労働力人口総数	労働力率	就業者	就業率	完全失業者
	福岡県	4,177,544	2,480,747	59.4	2,297,154	55.0	183,593	4,111,237	2,455,412	59.7	2,262,722	55.0	192,690	4,085,263	2,379,910	58.5	2,254,095	55.4
15～19歳	275,801	48,187	17.5	39,287	14.2	8,900	250,128	38,822	15.4	32,031	12.8	6,591	231,488	34,101	14.7	30,813	13.3	3,288
20～24歳	304,335	214,391	70.4	186,948	61.4	27,443	257,925	177,695	68.9	156,664	60.7	21,031	222,680	150,790	67.7	138,157	62.0	12,633
25～29歳	312,231	264,362	84.7	238,152	76.3	26,210	275,328	236,532	85.9	212,983	77.4	23,549	227,192	196,142	86.3	181,591	79.9	14,551
30～34歳	350,898	281,250	80.2	259,350	73.9	21,900	311,025	257,794	82.9	237,346	76.3	20,448	270,745	227,378	84.0	213,821	79.0	13,557
35～39歳	308,032	247,392	80.3	230,988	75.0	16,404	348,567	287,452	82.5	267,322	76.7	20,130	306,740	257,811	84.0	244,994	79.9	12,817
40～44歳	290,943	242,497	83.3	229,472	78.9	13,025	304,052	256,590	84.4	239,614	78.8	16,976	342,954	294,163	85.8	280,590	81.8	13,573
45～49歳	301,370	254,295	84.4	241,716	80.2	12,579	285,456	244,314	85.6	229,478	80.4	14,836	298,139	257,190	86.3	245,279	82.3	11,911
50～54歳	353,520	286,715	81.1	271,313	76.7	15,402	294,868	246,497	83.6	231,615	78.5	14,882	280,712	237,581	84.6	227,684	81.1	9,897
55～59歳	395,612	298,370	75.4	280,231	70.8	18,139	345,257	267,107	77.4	248,069	71.9	19,038	289,630	231,475	79.9	221,040	76.3	10,435
60～64歳	310,303	166,243	53.6	151,868	48.9	14,375	383,248	237,220	61.9	215,251	56.2	21,969	339,396	218,509	64.4	206,550	60.9	11,959
65～69歳	273,770	90,969	33.2	84,844	31.0	6,125	289,827	108,849	37.6	100,608	34.7	8,241	372,003	158,794	42.7	150,985	40.6	7,089
70～74歳	249,676	49,681	19.9	47,633	19.1	2,048	246,076	53,464	21.7	50,334	20.5	3,130	277,714	66,291	23.9	64,097	23.1	2,194
75歳以上	451,053	36,395	8.1	35,352	7.8	1,043	519,490	43,276	8.3	41,407	8.0	1,869	605,870	49,685	8.2	48,494	8.0	1,191
総数	1,929,057	1,406,466	72.9	1,289,073	66.8	117,393	1,902,441	1,375,039	72.3	1,248,868	65.6	126,171	2,029,235	1,326,674	65.5	1,223,148	60.3	79,526
男性	140,466	25,328	18.0	20,173	14.4	5,155	126,856	19,794	15.6	16,076	12.7	3,718	128,231	17,729	13.8	15,789	12.3	1,940
	151,362	105,892	70.0	90,178	59.6	15,714	127,317	86,261	67.8	74,625	58.6	11,636	125,322	72,685	58.0	65,663	52.4	7,022
	148,999	140,954	94.6	125,771	84.4	15,183	130,867	123,512	94.4	109,588	88.7	13,924	125,007	100,675	80.5	92,346	73.9	8,329
	168,624	163,407	96.9	150,638	89.3	12,769	149,879	145,480	97.1	133,199	88.9	12,281	146,688	125,037	85.2	116,878	79.7	8,159
	146,082	142,066	97.3	132,510	90.7	9,556	169,243	164,774	97.4	152,606	90.2	12,168	164,811	143,248	86.9	135,420	82.2	7,828
	138,000	134,285	97.3	126,540	91.7	7,745	145,293	141,035	97.1	130,716	90.0	10,319	183,083	160,535	87.7	152,319	83.2	8,216
	144,387	140,113	97.0	132,160	91.5	7,953	135,774	131,401	96.8	122,173	90.0	9,228	155,198	136,068	87.7	128,989	83.1	7,079
	170,232	163,281	95.9	152,745	89.7	10,536	141,497	136,012	96.1	125,921	89.0	10,091	143,231	126,056	88.0	119,871	83.7	6,185
	188,951	176,889	93.6	163,652	86.6	13,237	165,886	155,314	93.6	141,318	85.1	13,996	146,876	128,525	87.5	121,565	82.8	6,960
	144,486	103,509	71.6	91,643	63.4	11,866	183,301	145,152	79.2	127,452	69.5	17,700	170,425	128,907	75.6	119,968	70.4	8,939
	122,871	57,030	46.4	51,876	42.2	5,154	133,935	67,487	50.4	60,468	45.1	7,019	183,091	94,922	51.8	88,699	48.4	6,223
	107,189	31,171	29.1	29,427	27.5	1,744	108,334	32,749	30.2	30,076	27.8	2,673	129,862	39,402	30.3	37,649	29.0	1,753
	157,408	22,541	14.3	21,760	13.8	781	184,159	26,068	14.2	24,650	13.4	1,418	227,409	28,885	12.7	27,992	12.3	893
総数	2,248,487	1,074,281	47.8	1,008,081	44.8	66,200	2,208,796	1,080,373	48.9	1,013,854	45.9	66,519	2,333,384	1,077,236	46.2	1,030,947	44.2	46,289
女性	135,335	22,859	16.9	19,114	14.1	3,745	123,272	18,828	15.3	15,955	12.9	2,873	123,231	16,372	13.3	15,024	12.2	1,348
	152,973	108,499	70.9	96,770	63.3	11,729	130,608	91,434	70.0	82,039	62.8	9,395	127,063	78,105	61.5	72,494	57.1	5,611
	163,232	123,408	75.6	112,381	68.8	11,027	144,461	113,020	78.2	103,395	71.6	9,825	134,465	95,467	71.0	89,245	66.4	6,222
	182,274	117,843	64.7	108,712	59.6	9,131	161,146	112,314	69.7	104,147	64.6	8,167	155,718	102,341	65.7	96,943	62.3	5,398
	161,950	105,326	65.0	98,478	60.8	6,848	179,324	122,678	68.4	114,716	64.0	7,962	172,601	114,563	66.4	109,574	63.5	4,989
	152,943	108,212	70.8	102,932	67.3	5,280	158,759	115,555	72.8	108,898	68.6	6,657	190,248	133,628	70.2	128,271	67.4	5,357
	156,983	114,182	72.7	109,556	69.8	4,626	149,682	112,913	75.4	107,305	71.7	5,608	166,991	121,122	72.5	116,290	69.6	4,832
	183,288	123,434	67.3	118,568	64.7	4,866	153,371	110,485	72.0	105,694	68.9	4,791	156,089	111,525	71.4	107,813	69.1	3,712
	206,661	121,481	58.8	116,579	56.4	4,902	179,271	111,793	62.4	106,751	59.5	5,042	158,319	102,950	65.0	99,475	62.8	3,475
	165,817	62,734	37.8	60,225	36.3	2,509	199,947	92,068	46.0	87,799	43.9	4,269	184,257	89,602	48.6	86,582	47.0	3,020
	150,899	33,939	22.5	32,968	21.8	971	155,892	41,362	26.5	40,140	25.7	1,222	204,703	63,872	31.2	62,286	30.4	1,586
	142,487	18,510	13.0	18,206	12.8	304	137,742	20,715	15.0	20,258	14.7	457	159,403	26,889	16.9	26,448	16.6	441
75歳以上	293,645	13,854	4.7	13,592	4.6	262	335,321	17,208	5.1	16,757	5.0	451	400,296	20,800	5.2	20,502	5.1	298

注)「総数」は、労働力状態不詳を除いた数。

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.27 雇用者の平均年齢と平均勤続年数の推移（福岡県・全国 昭和60年～平成30年）

（単位：歳、年）

年次	福岡県				全国			
	平均年齢		平均勤続年数		平均年齢		平均勤続年数	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
昭和 60	35.6	39.0	6.9	11.9	35.4	38.6	6.8	11.9
平成 2	36.5	40.0	7.3	12.5	35.7	39.5	7.3	12.5
7	37.4	40.9	8.8	12.8	37.6	40.8	8.8	13.3
12	38.7	41.9	7.9	12.4	38.7	41.6	8.7	13.4
17	38.8	42.2	8.3	13.5	39.1	41.8	8.8	13.5
18	38.1	41.9	8.0	12.7	39.2	41.9	8.7	13.3
19	39.1	41.4	7.6	11.7	39.1	41.7	8.6	13.1
20	38.0	42.1	7.4	12.2	39.4	42.1	8.6	12.8
21	39.4	42.7	8.0	12.9	39.6	42.1	8.9	13.3
22	39.6	42.2	8.5	12.6	39.9	42.3	9.0	13.3
23	39.4	42.8	7.6	12.7	40.0	42.5	8.9	13.2
24	40.5	43.3	8.6	13.1	40.4	42.8	9.1	13.3
25	39.9	42.6	8.7	12.3	40.6	42.9	9.3	13.5
26	40.9	43.5	8.7	12.5	40.7	43.1	9.4	13.5
27	40.6	43.0	8.5	12.2	40.7	43.0	9.3	13.3
28	41.0	43.3	8.5	12.4	41.1	43.3	9.4	13.5
29	41.8	44.2	9.3	12.8	41.4	43.6	9.7	13.7
30								

注) 短時間労働者を含まない。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.28 勤続年数階級別雇用者の構成割合の推移（全国 昭和60年～平成30年）

（単位：%）

		0年	1～2年	3～4年	5～9年	10～14年	15～19年	20年以上	
構成比	女性	昭和 60	13.3	23.0	17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
		平成 2	14.0	22.5	14.8	22.2	11.4	7.8	7.3
		7	10.1	20.7	18.2	22.9	11.6	7.3	9.2
		12	9.9	18.7	14.0	24.7	13.8	7.9	11.0
		17	11.5	19.0	14.4	21.6	13.9	8.7	10.9
		18	12.1	19.6	13.5	21.3	13.0	9.3	11.4
		19	12.5	20.0	13.7	20.9	12.2	9.6	11.0
		20	12.2	21.5	13.9	20.2	11.7	9.3	11.2
		21	11.4	21.5	14.9	20.8	11.5	8.9	11.0
		22	9.8	20.9	15.3	21.3	11.7	8.8	12.1
		23	9.8	18.5	15.7	22.7	12.4	8.2	12.5
		24	10.4	18.5	15.6	23.2	11.8	7.7	12.7
		25	10.5	17.8	13.7	24.8	12.3	7.9	13.1
		26	10.4	18.0	12.9	24.5	12.9	7.6	13.6
		27	10.5	18.3	12.7	23.5	13.1	8.1	13.8
	28	10.2	19.2	13.3	22.8	13.3	7.8	13.4	
	29	10.3	19.0	13.5	21.5	14.1	8.0	13.6	
	30	8.9	17.0	12.9	20.4	15.2	8.8	16.8	
	男性	昭和 60	7.7	12.5	10.7	18.1	17.0	13.5	20.5
		平成 2	7.9	13.2	10.0	18.6	12.9	12.8	24.7
		7	6.4	12.4	11.9	19.7	13.2	9.6	26.9
		12	6.2	12.0	10.2	20.6	14.5	10.6	25.9
		17	7.0	12.6	10.1	17.6	14.9	11.7	26.0
		18	7.5	13.0	9.5	17.5	13.9	12.0	26.5
		19	7.9	13.8	10.1	17.1	12.6	12.6	25.9
		20	7.8	14.5	10.4	16.8	12.5	12.7	25.3
		21	6.9	15.2	11.5	17.5	12.3	11.9	24.7
		22	6.1	13.7	11.8	18.1	12.4	11.7	26.1
		23	6.2	12.4	12.2	19.0	12.6	10.8	26.9
		24	6.6	12.4	11.3	20.3	12.4	9.9	26.9
25		6.6	12.4	10.1	21.5	12.3	10.0	27.2	
26		6.6	12.2	9.5	21.5	12.3	9.7	28.0	
27		6.7	12.9	9.6	20.8	12.9	9.5	27.6	
28	6.9	13.3	10.2	19.8	13.6	9.5	26.7		
29	6.7	13.0	10.1	18.9	14.6	9.4	27.3		
30	5.6	11.5	9.5	17.7	15.8	10.1	29.8		

注) 短時間労働者を含まない。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.29 所定内給与額と男女間格差の推移（福岡県・全国 平成2年～平成30年）

(単位：円)

	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
女	180,200	210,900	230,700	222,700	232,700	226,500	233,800	235,600	239,100	238,000	242,000	246,400	252,300
性	170,500	200,200	217,900	209,900	218,800	215,100	220,900	222,400	224,300	224,400	227,400	230,700	237,800
福岡県	532,000	631,800	670,000	497,900	517,800	476,000	454,800	505,000	524,500	516,900	518,800	525,100	565,900
男	307,000	343,100	351,300	342,900	337,600	336,600	335,300	343,200	341,800	339,100	344,400	351,400	352,900
性	275,200	313,300	321,100	312,400	310,300	307,300	303,200	311,700	308,600	306,700	308,700	316,200	317,300
全国	1,057,500	1,140,700	1,068,800	938,100	849,600	832,700	856,300	892,700	859,200	877,200	829,600	940,800	984,200
男	58.7	61.5	65.7	64.9	68.9	67.3	69.7	68.6	70.0	70.2	70.3	70.1	71.5
格差	62.0	63.9	67.9	67.2	70.5	70.0	72.9	71.4	72.7	73.2	73.7	73.0	74.9
女	50.3	55.4	62.7	53.1	60.9	57.2	53.1	56.6	61.0	58.9	62.5	55.8	57.5
性	186,100	217,500	235,100	239,000	243,600	248,800	249,700	249,400	255,600	259,600	262,700	263,600	265,600
全国	175,000	206,200	220,600	222,500	227,600	231,900	233,100	232,600	238,000	242,000	244,600	246,100	247,500
男	567,100	684,200	677,000	566,400	536,200	573,400	550,800	546,500	574,000	611,900	609,900	615,000	639,100
性	326,200	361,300	370,300	372,100	360,000	360,200	362,300	359,800	365,700	370,300	370,900	371,300	374,700
全国	290,500	330,000	336,800	337,800	328,300	328,300	329,000	326,000	329,600	335,100	335,200	335,500	337,600
男	1,154,200	1,264,200	1,162,400	1,057,800	910,200	945,200	949,200	923,400	972,000	1,033,400	1,043,500	1,061,800	1,088,100
格差	57.1	60.2	63.5	64.2	67.7	69.1	68.9	69.3	69.9	70.1	70.8	71.0	70.9
女	60.2	62.5	65.5	65.9	69.3	70.6	70.9	71.3	72.2	72.2	73.0	73.4	73.3
性	49.1	54.1	58.2	53.5	58.9	60.7	58.0	59.2	59.1	59.2	58.4	57.9	58.7

※男女間格差：男性給与額を100とした場合の女性の給与額

注) 短時間労働者を含まない。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.30 管理職に占める女性の割合（全国 平成2年～平成30年）

（単位：十人、％）

年度	部長			課長			係長		
	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率
平成 2	35,649	409	1.1	82,281	1,658	2.0	80,964	4,017	5.0
7	39,926	537	1.3	88,916	2,448	2.8	78,510	5,711	7.3
12	37,725	838	2.2	88,087	3,514	4.0	80,390	6,537	8.1
17	41,445	1,166	2.8	95,641	4,833	5.1	85,074	8,816	10.4
18	41,207	1,517	3.7	92,381	5,323	5.8	83,503	9,053	10.8
19	37,737	1,531	4.1	88,593	5,756	6.5	74,624	9,263	12.4
20	38,072	1,579	4.1	90,782	5,993	6.6	78,936	9,989	12.7
21	37,018	1,814	4.9	82,046	5,930	7.2	70,705	9,736	13.8
22	36,665	1,543	4.2	87,232	6,087	7.0	75,100	10,309	13.7
23	35,425	1,805	5.1	79,458	6,458	8.1	68,972	10,576	15.3
24	48,631	2,362	4.9	97,128	7,650	7.9	81,710	11,788	14.4
25	39,503	2,022	5.1	91,078	7,744	8.5	80,818	12,432	15.4
26	38,851	2,341	6.0	96,151	8,886	9.2	83,409	13,546	16.2
27	41,753	2,574	6.2	99,110	9,719	9.8	89,169	15,186	17.0
28	41,494	2,719	6.6	104,764	10,824	10.3	93,378	17,376	18.6
29	38,735	2,423	6.3	98,988	10,816	10.9	88,373	16,304	18.4
30	37,568	2,470	6.6	93,267	10,490	11.2	79,488	14,527	18.3

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.31 管理的職業に従事する女性の数と割合（福岡県・全国 昭和54年～平成29年）

（単位：千人、％）

年次等	実数				女性の割合			
	全 体		女 性		有業者	管理的職業従事者		
	有業者	管理的職業従事者	有業者	管理的職業従事者				
福岡県	昭和	54	1,976	85	755	4	38.2	4.7
		57	2,054	88	817	6	39.8	6.8
		62	2,093	75	850	7	40.6	9.3
	平成	4	2,342	79	991	8	42.3	10.1
		9	2,460	79	1,043	7	42.4	8.9
		14	2,462	75	1,073	9	43.6	12.0
		19	2,499	61	1,104	9	44.2	14.8
		24	2,444	54	1,103	8	45.1	14.1
		29	2,558	54	1,160	9	45.3	17.3
全国	昭和	54	54,737	2,401	20,720	125	37.9	5.2
		57	57,888	2,489	22,805	177	39.4	7.1
		62	60,502	2,247	24,130	196	39.9	8.7
	平成	4	65,756	2,376	26,980	237	41.0	10.0
		9	67,003	2,311	27,495	236	41.0	10.2
		14	65,009	2,047	26,975	226	41.5	11.0
		19	65,978	1,797	27,803	201	42.1	11.2
		24	64,421	1,427	27,676	192	43.0	13.4
		29	66,213	1,528	29,139	227	44.0	14.8

資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」

資料No.32 雇用者に占めるパート・アルバイト、正規の職員・従業員の数と割合の推移（福岡県・全国 平成9年～平成29年）

（単位：千人、％）

		平成9年		平成14年		平成19年		平成24年		平成29年		
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	
福岡県	女性雇用者		850	100.0	908	100.0	961	100.0	1,007	100.0	1,067	100.0
		パート・アルバイト	327	38.5	376	41.4	389	40.5	432	42.9	455	42.6
		正規の職員・従業員	460	54.1	427	47.0	419	43.6	420	41.7	439	41.1
	男性雇用者		1,179	100.0	1,156	100.0	1,180	100.0	1,151	100.0	1,219	100.0
		パート・アルバイト	80	6.8	105	9.1	109	9.2	127	11.0	133	10.9
		正規の職員・従業員	963	81.7	891	77.1	859	72.8	806	70.1	864	70.9
全国	女性雇用者		21,867	100.0	22,531	100.0	24,460	100.0	25,049	100.0	26,672	100.0
		パート・アルバイト	8,254	37.7	9,337	41.4	9,961	40.7	10,745	42.9	11,371	42.6
		正規の職員・従業員	11,755	53.8	10,145	45.0	10,525	43.0	10,301	41.1	11,211	42.0
	男性雇用者		33,130	100.0	32,201	100.0	32,814	100.0	31,959	100.0	32,536	100.0
		パート・アルバイト	2,088	6.3	2,724	8.5	2,974	9.1	3,208	10.0	3,346	10.3
		正規の職員・従業員	26,787	80.9	24,412	75.8	23,799	72.5	22,809	71.4	23,302	71.6

資料出所：総務省「就業構造基本調査」

資料No.33 産業別女性就業数と女性の比率の推移（福岡県 昭和60年～平成27年）

（単位：人、％）

	昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率
総数	2,071,541	822,970	39.7	2,181,788	895,144	41.0	2,328,268	967,649	41.6	2,323,182	995,333	42.8	2,297,154	1,008,081	43.9	2,282,722	1,013,854	44.8	2,254,095	1,030,947	45.7
比率	100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	100.0	
農業	124,859	60,143	48.2	103,335	48,808	47.2	91,592	41,774	45.6	78,910	36,218	45.9	74,824	33,139	44.3	60,199	25,635	42.6	57,741	24,311	42.1
比率	6.0	7.3		4.7	5.5		3.9	4.3		3.4	3.6		3.3	3.3		2.7	2.5		2.6	2.4	
林業	1,392	308	22.1	1,057	244	23.1	991	221	22.3	842	182	21.6	568	81	14.3	1,000	151	15.1	960	141	14.7
比率	0.1	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0	
漁業	12,579	3,071	24.4	9,987	2,551	25.5	8,322	2,289	27.5	6,839	1,886	27.6	5,827	1,591	27.3	4,607	1,301	28.2	3,941	1,107	28.1
比率	0.6	0.4		0.5	0.3		0.4	0.2		0.3	0.2		0.3	0.2		0.2	0.1		0.2	0.1	
鉱業	5,695	499	8.8	2,902	262	9.0	2,465	218	8.8	1,566	266	17.0	684	96	14.0	660	101	15.3	660	96	14.5
比率	0.3	0.1		0.1	0.0		0.1	0.0		0.1	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0	
建設業	215,887	32,937	15.3	231,801	39,333	17.0	259,342	44,959	17.3	247,156	40,380	16.3	217,328	34,282	15.8	183,705	29,984	16.3	177,709	30,216	17.0
比率	10.4	4.0		10.6	4.4		11.1	4.6		10.6	4.1		9.5	3.4		8.1	3.0		7.9	2.9	
製造業	341,817	117,147	34.3	371,674	135,362	36.4	348,179	124,514	35.8	317,932	111,665	35.1	278,930	92,623	33.2	263,231	82,154	31.2	276,116	85,163	30.8
比率	16.5	14.2		17.0	15.1		15.0	12.9		13.7	11.2		12.1	9.2		11.6	8.1		12.2	8.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	12,568	2,077	16.5	12,527	1,916	15.3	13,721	2,188	15.9	13,267	1,965	14.8	11,122	1,420	12.8	11,370	1,578	13.9	11,708	1,687	14.4
比率	0.6	0.3		0.6	0.2		0.6	0.2		0.6	0.2		0.5	0.1		0.5	0.2		0.5	0.2	
運輸・通信業	147,613	17,848	12.1	151,947	21,581	14.2	161,477	26,339	16.3	163,528	30,434	18.6	185,797	37,218	20.0	190,177	40,098	21.1	186,674	40,106	21.5
比率	7.1	2.2		7.0	2.4		6.9	2.7		7.0	3.1		8.1	3.7		8.4	4.0		8.3	3.9	
卸売・小売・飲食店	563,200	270,987	48.1	569,193	282,629	49.7	616,568	307,109	49.8	599,950	309,278	51.6	590,951	310,074	52.5	553,104	294,308	53.2	502,664	275,470	54.8
比率	27.2	32.9		26.1	31.6		26.5	31.7		25.8	31.1		25.7	30.8		24.4	29.0		22.3	26.7	
金融・保険業	65,960	35,662	54.1	73,065	42,467	58.1	73,677	41,768	56.7	67,952	37,328	54.9	60,145	32,649	54.3	56,706	32,460	57.2	53,766	30,951	57.6
比率	3.2	4.3		3.3	4.7		3.2	4.3		2.9	3.8		2.6	3.2		2.5	3.2		2.4	3.0	
不動産業	18,248	6,595	36.1	26,074	9,895	37.9	26,125	10,368	39.7	28,066	11,508	41.0	32,834	13,328	40.6	44,686	17,775	39.8	48,999	20,111	41.0
比率	0.9	0.8		1.2	1.1		1.1	1.1		1.2	1.2		1.4	1.3		2.0	1.8		2.2	2.0	
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	249,324	193,256	77.5	281,209	216,039	76.8	321,378	244,134	76.0
比率	-	-		-	-		-	-		-	-		10.9	19.2		12.4	21.3		14.3	23.7	
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105,808	58,881	55.6	103,679	58,541	56.5	105,380	60,951	57.8
比率	-	-		-	-		-	-		-	-		4.6	5.8		4.6	5.8		4.7	5.9	
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65,425	21,914	33.5	69,143	23,933	34.6
比率	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		2.9	2.2		3.1	2.3	
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85,780	52,341	61.0	80,793	49,561	61.3
比率	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		3.8	5.2		3.6	4.8	
複合サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,379	7,514	35.1	12,397	5,334	43.0	16,332	6,344	38.8
比率	-	-		-	-		-	-		-	-		0.9	0.7		0.5	0.5		0.7	0.6	
サービス業 (他に分類されないもの)	466,159	248,187	53.2	534,297	285,364	53.4	622,301	337,021	54.2	685,604	380,200	55.5	336,996	153,245	45.5	140,103	56,250	40.1	149,050	63,117	42.3
比率	22.5	30.2		24.5	31.9		26.8	34.8		29.5	38.2		14.7	15.2		6.2	5.5		6.6	6.1	
公務	89,515	24,442	27.3	83,301	19,988	24.0	85,989	21,666	25.2	82,223	20,490	24.9	82,090	20,595	25.1	79,546	20,954	26.3	79,022	22,227	28.1
比率	4.3	3.0		3.8	2.2		3.7	2.2		3.5	2.1		3.6	2.0		3.5	2.1		3.5	2.2	
(他に分類されないもの)	6,049	3,067	50.7	10,628	4,744	44.6	15,519	7,215	46.5	29,847	13,533	46.1	42,547	18,089	42.5	125,138	56,936	45.5	112,059	51,321	45.8
比率	0.3	0.4		0.5	0.5		0.7	0.7		1.3	1.4		1.9	1.8		5.5	5.6		5.0	5.0	

注) 昭和55年に関しては、「林業」は「林業・狩猟業」、「漁業」は「漁業・水産養殖業」とされている。

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.34 女性自営業主数の推移（福岡県・全国 平成7年～平成27年）

（単位：千人、％）

		平成7年			平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
		雇人有	雇人無	計	雇人有	雇人無	計	雇人有	雇人無	計	雇人有	雇人無	計	雇人有	雇人無	計
福岡県	総数	91.3	184.6	275.9	87.1	172.5	259.6	75.6	172.1	247.7	59.6	153.1	212.8	50.4	148.9	199.4
	男性	73.5	139.9	213.4	69.9	129.1	199.0	61.6	130.2	191.8	48.7	115.7	164.4	41.4	111.0	152.5
	女性	17.8	44.7	62.5	17.2	43.4	60.6	14.0	41.9	55.9	11.0	37.4	48.4	9.0	37.8	46.9
	全体に占める女性の割合	19.5	24.2	22.7	19.7	25.2	23.3	18.5	24.3	22.6	18.5	24.4	22.7	17.9	25.4	23.5
全国	総数	2,154.9	5,660.3	7,815.2	2,047.4	5,138.4	7,185.9	1,755.8	4,989.1	6,744.9	1,337.0	4,241.2	5,578.2	1,154.7	4,041.8	5,196.5
	男性	1,768.8	4,243.5	6,012.3	1,674.0	3,809.5	5,483.5	1,449.7	3,764.0	5,213.7	1,097.3	3,193.9	4,291.2	952.3	2,994.4	3,946.6
	女性	386.1	1,416.8	1,802.9	373.4	1,328.9	1,702.3	306.1	1,225.1	1,531.2	239.7	1,047.3	1,287.0	202.4	1,047.5	1,249.8
	全体に占める女性の割合	17.9	25.0	23.1	18.2	25.9	23.7	17.4	24.6	22.7	17.9	24.7	23.1	17.5	25.9	24.1

注）「雇人無」には家庭内職者を含む。
資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.35 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移（福岡県 平成19年～平成30年）

（単位：人、％）

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
農業委員数	1,345	1,263	1,297	1,249	1,233	1,234	1,228	1,234	1,228	1,090	868	819
うち女性	44	46	55	52	65	68	74	92	88	92	106	98
女性の割合	3.3	3.6	4.2	4.2	5.3	5.5	6.0	7.5	7.2	8.4	12.2	12.0
農協個人正組合員数	128,874	127,921	126,643	125,345	125,450	124,187	122,965	121,490	119,756	118,235	116,418	114,605
うち女性	26,118	26,800	27,206	27,557	29,129	29,557	29,884	30,324	30,354	30,497	30,370	30,350
女性の割合	20.3	21.0	21.5	22.0	23.2	23.8	24.3	25.0	25.3	25.8	26.1	26.5
農協役員数	661	632	637	619	615	606	595	577	570	573	572	574
うち女性	51	50	50	45	45	44	45	43	44	46	47	49
女性の割合	7.7	7.9	7.8	7.3	7.3	7.3	7.6	7.5	7.7	8.0	8.2	8.5
漁協個人正組合員数	5,285	4,945	4,811	4,609	4,449	4,279	4,159	4,055	3,981	3,903	3,768	3,657
うち女性	712	677	661	651	637	610	617	613	619	608	574	546
女性の割合	13.5	13.7	13.7	14.1	14.3	14.3	14.8	15.1	15.5	15.6	15.2	14.9
漁協役員数	396	378	371	358	349	345	341	334	332	329	329	325
うち女性	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0
女性の割合	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0

注）農業委員：平成19年から平成20年は9月1日現在、平成21年から平成25年は10月1日現在（福岡県農業会議調べ）
平成26年以降は事業年度末（3月末現在）（福岡県農林水産部水田農業振興課調べ）
農 協：各事業年度末（3月末現在）（県農林水産部団体指導課調べ）
漁 協：各事業年度末（3月末現在）（県農林水産部漁業管理課調べ）

資料No.36 高齢者の就業率（福岡県・全国 平成27年）

（単位：人、％）

		女 性			男 性		
		総 数	就 業 者 数	割 合	総 数	就 業 者 数	割 合
福岡県	65歳以上	764,402	109,236	14.3	540,362	154,340	28.6
	65～69歳	204,703	62,286	30.4	183,091	88,699	48.4
	70～74歳	159,403	26,448	16.6	129,862	37,649	29.0
	75～79歳	138,918	12,518	9.0	100,214	17,315	17.3
	80～84歳	120,202	5,515	4.6	72,511	7,705	10.6
	85歳以上	141,176	2,469	1.7	54,684	2,972	5.4
全国	65歳以上	18,979,972	3,015,926	15.9	14,485,469	4,509,653	31.1
	65～69歳	4,984,205	1,600,349	32.1	4,659,662	2,395,729	51.4
	70～74歳	4,113,371	777,900	18.9	3,582,440	1,165,643	32.5
	75～79歳	3,489,439	381,890	10.9	2,787,417	577,225	20.7
	80～84歳	2,967,094	174,685	5.9	1,994,326	263,602	13.2
	85歳以上	3,425,863	81,102	2.4	1,461,624	107,454	7.4

資料出所：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）

資料No.37 65歳以上就業者の従業上の地位（福岡県・全国 平成27年）

（単位：人、％）

	就業者 総数	雇用者		役員		業主	雇い人のある業主		雇い人のない業主		家族 従業者	家庭 内職者	割合			
		割合	割合	割合	割合		割合	割合								
福岡県	65～69歳	88,699	48,765	55.0	10,746	12.1	25,275	28.5	6,158	24.4	19,117	75.6	892	1.0	33	0.0
	70～74歳	37,649	15,378	40.8	5,552	14.7	14,497	38.5	3,156	21.8	11,341	78.2	748	2.0	30	0.1
	75～79歳	17,315	4,128	23.8	2,698	15.6	8,601	49.7	1,688	19.6	6,913	80.4	763	4.4	30	0.2
	80～84歳	7,705	1,002	13.0	1,351	17.5	4,095	53.1	706	17.2	3,389	82.8	575	7.5	13	0.2
	85歳以上	2,972	328	11.0	600	20.2	1,495	50.3	304	20.3	1,191	79.7	282	9.5	3	0.1
福岡県	65～69歳	66,286	39,965	60.3	3,969	6.0	6,669	10.1	1,501	22.5	5,168	77.5	9,215	13.9	247	0.4
	70～74歳	26,448	12,403	46.9	1,989	7.5	4,471	16.9	925	20.7	3,546	79.3	5,940	22.5	155	0.6
	75～79歳	12,518	3,594	28.7	1,101	8.8	2,995	23.9	557	18.6	2,438	81.4	3,655	29.2	90	0.7
	80～84歳	5,515	932	16.9	588	10.7	1,630	29.6	277	17.0	1,353	83.0	1,676	30.4	53	1.0
	85歳以上	2,469	337	13.6	320	13.0	802	32.5	120	15.0	682	85.0	640	25.9	18	0.7
全国	65～69歳	2,395,729	1,288,562	53.8	321,035	13.4	679,818	28.4	149,354	22.0	530,464	78.0	26,367	1.1	1,852	0.1
	70～74歳	1,165,643	464,449	39.8	185,977	16.0	444,899	38.2	88,929	20.0	355,970	80.0	23,312	2.0	2,290	0.2
	75～79歳	577,225	132,782	23.0	96,602	16.7	287,844	49.9	49,913	17.3	237,931	82.7	24,035	4.2	1,895	0.3
	80～84歳	263,602	31,073	11.8	44,871	17.0	148,066	56.2	23,370	15.8	124,696	84.2	19,238	7.3	780	0.3
	85歳以上	107,454	9,620	9.0	19,120	17.8	59,266	55.2	9,978	16.8	49,288	83.2	10,789	10.0	203	0.2
全国	65～69歳	1,600,349	985,297	61.6	111,412	7.0	168,298	10.5	33,129	19.7	135,169	80.3	271,440	17.0	11,353	0.7
	70～74歳	777,900	347,582	44.7	65,642	8.4	124,453	16.0	21,620	17.4	102,833	82.6	193,086	24.8	7,763	1.0
	75～79歳	381,890	103,331	27.1	35,860	9.4	82,150	21.5	12,634	15.4	69,516	84.6	126,512	33.1	4,461	1.2
	80～84歳	174,685	27,933	16.0	18,622	10.7	46,831	26.8	7,015	15.0	39,816	85.0	62,854	36.0	1,832	1.0
	85歳以上	81,102	10,513	13.0	9,816	12.1	24,980	30.8	3,870	15.5	21,110	84.5	26,171	32.3	669	0.8

注) 従業上の地位「不詳」を含む。
資料出所：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）

資料No.38 福岡県内における保育所待機児童数の推移（福岡県 平成22年～平成31年）

年次等	保育所数 (か所数)	定員 (人)	利用児童数 (人)	待機児童数 (人)	
平成22	県総合計	879	93,995	94,346	852
	県所管	482	46,552	45,902	345
	政令市計	331	40,103	41,358	505
	福岡市	174	24,349	25,913	489
	北九州市	157	15,754	15,445	16
	中核市計	66	7,340	7,086	2
	久留米市	66	7,340	7,086	2
平成23	県総合計	892	95,479	96,844	1,063
	県所管	484	46,961	47,016	322
	政令市計	335	40,918	42,346	727
	福岡市	177	25,089	26,717	727
	北九州市	158	15,829	15,629	0
	中核市計	73	7,600	7,482	14
	久留米市	73	7,600	7,482	14
平成24	県総合計	905	97,618	99,413	1,174
	県所管	488	47,766	48,227	268
	政令市計	343	42,007	43,373	893
	福岡市	185	26,169	27,793	893
	北九州市	158	15,838	15,580	0
	中核市計	74	7,845	7,813	13
	久留米市	74	7,845	7,813	13
平成25	県総合計	918	100,320	101,630	1,055
	県所管	492	48,566	49,006	345
	政令市計	351	43,562	44,556	695
	福岡市	191	27,529	28,859	695
	北九州市	160	16,033	15,697	0
	中核市計	75	8,192	8,068	15
	久留米市	75	8,192	8,068	15
平成26	県総合計	935	103,323	105,076	315
	県所管	495	49,521	49,872	306
	政令市計	365	45,524	46,799	0
	福岡市	203	29,349	30,858	0
	北九州市	162	16,175	15,941	0
	中核市計	75	8,278	8,405	9
	久留米市	75	8,278	8,405	9
平成27	県総合計	948	106,745	106,620	759
	県所管	501	51,136	50,425	665
	政令市計	372	47,169	47,662	61
	福岡市	209	30,719	31,750	61
	北九州市	163	16,450	15,912	0
	中核市計	75	8,440	8,533	33
	久留米市	75	8,440	8,533	33
平成28	県総合計	1,158	113,817	111,332	948
	県所管	554	54,137	52,084	797
	政令市計	521	50,758	50,403	73
	福岡市	316	33,485	33,908	73
	北九州市	205	17,273	16,495	0
	中核市計	83	8,922	8,845	78
	久留米市	83	8,922	8,845	78
平成29	県総合計	1,229	117,561	115,300	1,297
	県所管	575	55,465	54,302	1,149
	政令市計	570	53,132	52,136	89
	福岡市	347	35,379	35,400	89
	北九州市	223	17,753	16,736	0
	中核市計	84	8,964	8,862	59
	久留米市	84	8,964	8,862	59
平成30	県総合計	1,311	121,735	117,759	995
	県所管	596	56,222	54,974	911
	政令市計	629	56,533	53,943	40
	福岡市	386	37,861	36,785	40
	北九州市	243	18,672	17,158	0
	中核市計	86	8,980	8,842	44
	久留米市	86	8,980	8,842	44
平成31	県総合計	1,363	125,289	120,382	1,232
	県所管	603	57,533	55,907	1,158
	政令市計	674	58,786	55,653	20
	福岡市	423	39,658	38,179	20
	北九州市	251	19,128	17,474	0
	中核市計	86	8,970	8,822	54
	久留米市	86	8,970	8,822	54

注) 各年4月1日現在の数値

注) 平成27年は、保育所数に幼保連携型認定こども園を含む

注) 平成28年以降は、保育所数に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を含む

資料出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

資料No39 15歳以上の1日の生活時間（週全体平均）（福岡県・全国 平成18年・平成23年・平成28年）

(単位：時間：分)

	1次活動			2次活動			3次活動			その他	
	睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	家事関連時間	休養等自由時間活動	積極的自由時間活動	交際・付き合い		
福岡県	総数	10:31	1:16	1:37	7:04	4:24	2:11	6:26	1:11	0:23	0:54
	女性	10:35	1:25	1:40	7:00	3:09	3:09	6:25	1:04	0:24	0:59
全国	総数	10:26	1:05	1:33	7:07	5:49	0:39	6:27	1:21	0:22	0:50
	女性	10:35	1:16	1:40	7:04	4:19	2:14	6:21	1:21	0:22	0:56
全	夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:40	1:25	1:43	7:06	3:00	3:44	6:14	1:02	0:24	1:00
	夫が有業で妻が無業の世帯	10:29	1:06	1:37	7:02	5:42	0:39	6:28	1:23	0:20	0:53
全	夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:01	1:20	1:37	9:12	4:30	4:15	4:47	0:41	0:17	0:50
	夫が有業で妻が無業の世帯	10:10	1:04	1:36	8:37	7:21	0:30	5:13	0:57	0:16	0:44
全	夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:20	1:17	1:46	6:57	0:05	6:52	6:43	1:09	0:26	1:16
	夫が有業で妻が無業の世帯	10:16	1:04	1:38	8:28	6:54	0:39	5:16	1:00	0:16	0:49

(平成23年) (単位：時間：分)

	1次活動			2次活動			3次活動			その他	
	睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	家事関連時間	休養等自由時間活動	積極的自由時間活動	交際・付き合い		
福岡県	総数	10:39	1:20	1:36	6:46	4:05	2:13	6:36	1:09	0:21	0:55
	女性	10:40	1:29	1:38	6:55	2:59	3:35	6:25	4:08	0:22	1:00
全	総数	10:37	1:09	1:33	6:36	5:20	0:40	6:48	1:24	0:20	0:52
	女性	10:38	1:20	1:39	6:55	4:09	2:16	6:27	1:11	0:19	0:56
全	夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:45	1:30	1:42	6:59	2:53	3:45	6:16	0:59	0:21	0:59
	夫が有業で妻が無業の世帯	10:31	1:09	1:36	6:51	5:28	0:43	6:38	1:24	0:18	0:52
全	夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:04	1:24	1:36	9:08	4:23	4:18	4:47	0:39	0:15	0:51
	夫が有業で妻が無業の世帯	10:09	1:07	1:34	8:43	7:20	0:35	5:13	0:54	0:15	0:42
全	夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:26	1:22	1:46	6:59	0:04	6:54	6:43	1:07	0:21	1:12
	夫が有業で妻が無業の世帯	10:12	1:08	1:37	8:31	6:55	0:41	5:16	0:56	0:15	0:47

(平成28年) (単位：時間：分)

	1次活動			2次活動			3次活動			その他	
	睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	家事関連時間	休養等自由時間活動	積極的自由時間活動	交際・付き合い		
福岡県	総数	10:33	1:20	1:38	7:06	4:19	2:17	6:21	1:07	0:17	0:55
	女性	10:42	1:32	1:41	7:10	3:04	3:43	6:08	0:53	0:20	0:59
全	総数	10:24	1:06	1:34	7:01	5:42	0:39	6:35	1:23	0:13	0:53
	女性	10:40	1:22	1:41	6:58	4:11	2:13	6:22	1:13	0:17	0:56
全	夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:47	1:32	1:43	7:04	3:02	3:38	6:09	1:00	0:19	0:59
	夫が有業で妻が無業の世帯	10:32	1:12	1:38	6:52	5:24	0:45	6:36	1:28	0:15	0:53
全	夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:09	1:26	1:36	9:15	4:25	4:18	4:37	0:39	0:14	0:54
	夫が有業で妻が無業の世帯	10:08	1:09	1:35	8:49	7:17	0:39	5:04	0:39	0:14	0:43
全	夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:29	1:23	1:46	6:59	0:04	6:53	6:32	1:09	0:20	1:11
	夫が有業で妻が無業の世帯	10:21	1:11	1:40	8:20	6:39	0:45	5:19	0:58	0:14	0:49

注1) 2次活動：「仕事」と「学業」の合計時間、「家事」の合計時間、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。
 注2) 3次活動：「休養等自由時間活動」は「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「休養・くつろぎ」の合計時間、「積極的自由時間活動」は「学習・研究（学習・自己啓発・訓練）」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」、「ボランティア活動・社会参加活動」の合計時間、「その他」は「移動（通勤・通学を除く）」、「受診・診療」、「その他」の合計時間。

資料出所：総務省「社会生活基本調査（生活時間）」

資料No.40 65歳以上の親族のいる世帯の住宅の状況（福岡県・全国 平成27年）

（単位：人、％）

	福岡県				全国			
	65歳以上の親族のいる一般世帯	ひとり暮らし女性	ひとり暮らし男性	全体	65歳以上の親族のいる一般世帯	ひとり暮らし女性	ひとり暮らし男性	全体
		割合	割合			割合	割合	
住宅に住む一般世帯	21,627,580	183,722	74,949	2,165,977	843,153	3,982,422	1,906,216	52,460,618
持家	17,717,147	112,380	34,290	1,164,363	639,220	2,753,494	1,020,069	32,693,605
割合	81.9	61.2	45.8	53.8	75.8	69.1	53.5	62.3
公営・公社・都市機構	1,418,004	31,170	11,073	175,765	82,848	480,745	197,050	2,890,756
割合	6.6	17.0	14.8	8.1	9.8	12.1	10.3	5.5
民間賃貸住宅	2,321,960	37,984	28,463	755,607	114,772	692,553	657,114	15,108,361
割合	10.7	20.7	38.0	34.9	13.6	17.4	34.5	28.8
給与住宅	52,921	240	332	53,000	2,027	6,428	9,754	1,291,466
割合	0.2	0.1	0.4	2.4	0.2	0.2	0.5	2.5
間借り	117,548	1,948	791	17,242	4,286	49,202	22,229	476,430
割合	0.5	1.1	1.1	0.8	0.5	1.2	1.2	0.9

資料出所：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）

資料No.41 主要死因の性別比較（福岡県 平成21年～平成29年）

死因	性別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
		総数	女性 21,559 男性 23,320	22,765 24,231	23,531 24,581	24,228 24,729	24,584 24,872	24,601 24,716	25,246 25,013	25,279 25,727
悪性新生物	女性 5,956 男性 8,356	6,195 8,574	6,144 8,610	6,473 8,690	6,471 8,716	6,590 8,497	6,683 8,697	6,697 8,834	6,792 8,948	
糖尿病	女性 236 男性 327	244 337	260 325	251 335	252 311	265 333	251 306	238 312	270 349	
高血圧性疾患	女性 241 男性 127	256 146	263 153	293 158	288 160	254 157	263 157	231 169	297 222	
心疾患	女性 3,176 男性 2,408	3,380 2,411	3,302 2,358	3,390 2,383	3,430 2,296	3,332 2,334	3,260 2,322	3,323 2,465	3,404 2,460	
脳血管疾患	女性 2,352 男性 2,052	2,330 1,986	2,340 2,026	2,200 1,980	2,166 1,902	2,076 1,899	2,080 1,828	1,942 1,888	2,043 1,812	
肺炎	女性 2,313 男性 2,343	2,463 2,613	2,561 2,665	2,542 2,578	2,557 2,651	2,463 2,581	2,472 2,641	2,486 2,647	1,979 2,096	
慢性閉塞性肺疾患	女性 167 男性 442	176 545	172 491	169 481	182 511	144 473	152 435	148 464	169 608	
肝疾患	女性 217 男性 401	207 420	242 426	196 383	220 389	229 364	237 364	228 391	242 423	
腎不全	女性 491 男性 424	545 387	516 464	538 435	535 432	513 409	538 400	515 426	521 428	
老衰	女性 771 男性 219	902 214	1,127 268	1,264 299	1,450 380	1,571 416	1,769 458	1,961 507	2,118 582	
不慮の事故	女性 691 男性 945	729 995	773 965	820 985	773 906	800 951	759 915	752 949	848 969	
自殺	女性 301 男性 884	315 858	384 840	342 777	309 758	275 718	266 635	228 597	255 563	
総数	女性 815.7 男性 983.6	857.0 1,020.4	884.6 1,033.7	909.5 1,039.0	922.1 1,044.6	923.1 1,038.1	946.8 1,047.9	947.8 1,077.8	983.0 1,103.6	
悪性新生物	女性 225.3 男性 352.4	233.2 361.1	231.0 362.1	243.0 364.7	242.7 366.1	247.3 356.9	250.6 364.3	251.1 370.1	254.9 375.0	
糖尿病	女性 8.9 男性 13.8	9.2 14.2	9.8 13.7	9.4 14.1	9.5 13.1	9.9 14.0	9.4 12.8	8.9 13.1	10.1 14.6	
高血圧性疾患	女性 9.1 男性 5.4	9.6 6.1	9.9 6.4	11.0 6.6	10.8 6.7	9.5 6.6	9.9 6.6	8.7 7.1	11.1 9.3	
心疾患	女性 120.2 男性 101.6	127.2 101.5	124.1 99.2	127.3 100.1	128.7 96.4	125.0 98.0	122.3 97.3	124.6 103.3	127.7 103.1	
脳血管疾患	女性 89.0 男性 86.5	87.7 83.6	88.0 85.2	82.6 83.2	81.2 79.9	77.9 79.8	78.0 76.6	72.8 79.1	76.7 75.9	
肺炎	女性 87.5 男性 98.8	92.7 110.0	96.3 112.1	95.4 108.3	95.9 111.3	92.4 108.4	92.7 110.6	93.2 110.9	74.3 87.8	
慢性閉塞性肺疾患	女性 6.3 男性 18.6	6.6 23.0	6.5 20.6	6.3 20.2	6.8 21.5	5.4 19.9	5.7 18.2	5.5 19.4	6.3 25.5	
肝疾患	女性 8.2 男性 16.9	7.8 17.7	9.1 17.9	7.4 16.1	8.3 16.3	8.6 15.3	8.9 15.2	8.5 16.4	9.1 17.7	
腎不全	女性 18.6 男性 17.9	20.5 16.3	19.4 19.5	20.2 18.3	20.1 18.1	19.2 17.2	20.2 16.8	19.3 17.8	19.5 17.9	
老衰	女性 29.2 男性 9.2	34.0 9.0	42.4 11.3	47.4 12.6	54.4 16.0	58.9 17.5	66.3 19.2	73.5 21.2	79.5 24.4	
不慮の事故	女性 26.1 男性 39.9	27.4 41.9	29.1 40.6	30.8 41.4	29.0 38.1	30.0 39.9	28.5 38.3	28.2 39.8	31.8 40.6	
自殺	女性 11.4 男性 37.3	11.9 36.1	14.4 35.3	12.8 32.6	11.6 31.8	10.3 30.2	10.0 26.6	8.5 25.0	9.6 23.6	

死亡率：男女別人口10万対

資料出所：福岡県保健医療介護部「保健統計年報」

2 参考資料

- ◆国際婦人年以降の国内外の主な動き
- ◆福岡県男女共同参画推進条例
- ◆福岡県男女共同参画審議会規則
- ◆福岡県男女共同参画審議会委員名簿
- ◆男女共同参画社会基本法
- ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世 界	日 本	福 岡 県
1975年 (昭50)	国際婦人年 6月 「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) (世界行動計画採択)	9月 総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭51)			
1977年 (昭52)		1月 「国内行動計画」策定 7月 「国立婦人教育会館」設置 10月 「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年 (昭53)			6月 「婦人関係行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置
1979年 (昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		6月 「婦人対策室」設置
1980年 (昭55)	7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催〔コペンハーゲン〕 (女子差別撤廃条約署名式)	7月 女子差別撤廃条約署名	9月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 11月 「福岡県行動計画」策定
1981年 (昭56)	9月 女子差別撤廃条約発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年 (昭57)		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	5月 「福岡県行動計画」改訂 11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出
1983年 (昭58)	2月 「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会		
1984年 (昭59)		5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律公布(S60.11施行)	
1985年 (昭60)	7月 「国連婦人の10年」最終年世界会議開催〔ナイロビ〕 (「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択)	5月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1986年 (昭61)		4月 「男女雇用機会均等法」施行	4月 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正、第2次行動計画策定
1987年 (昭62)		5月 「新国内行動計画」策定	10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1988年 (昭63)		4月 「改正労働基準法」施行	
1989年 (平元)		4月 学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平2)	5月 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平3)		5月 「新国内行動計画」(第1次改定策定) 「育児休業法」公布	10月 婦人問題懇話会提言提出 11月 「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更
1992年 (平4)		4月 「育児休業法」施行	
1993年 (平5)	6月 世界人権会議(ウィーン) 12月 第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994年 (平6)	9月 国際人口・開発会議(カイロ)	6月 総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置	
1995年 (平7)	9月 世界女性会議(北京)	6月 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	10月 女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」
1996年 (平8)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『(愛称)あすばる』」開館
1997年 (平9)		1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正	
1998年 (平10)			4月 初の女性副知事誕生
1999年 (平11)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	9月 「女性副知事サミット」開催
2000年 (平12)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 12月 「男女共同参画基本計画」策定	9月 「福岡県男女共同参画社会づくり 検討委員会」設置

年	世界	日本	福岡県
2001年 (平13)		1月 内閣府に 「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 1月 「国立婦人教育会館『ヌエック』」が「国立 女性教育会館『ヌエック』」へ 名称変更 4月 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	4月 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」 へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参画 行政推進会議」へ名称変更 5月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員 会」提言 10月 「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行
2002年 (平14)		4月 「配偶者暴力防止法」全面施行	1月 「福岡県男女共同参画審議会」設置 3月 「福岡県男女共同参画計画」策定
2003年 (平15)		7月 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部 施行	4月 「福岡県女性総合センター『あすばる』」が 「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」 へ名称変更
2004年 (平16)		5月 「配偶者暴力防止法」第1次改正（定義 の拡大など） 12月 「改正配偶者暴力防止法」施行 「育児・介護休業法」改正（休業制度の拡 充）	
2005年 (平17)	2月 北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)(ニ ューヨーク)	4月 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決 定	12月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第2次福岡県男女共同参画計画の考え 方について」
2006年 (平18)		6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (平19)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 7月 「配偶者暴力防止法」第2次改正（保護 命令の拡充、市町村についての規定強化な ど）	
2008年 (平20)		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009年 (平21)		7月 「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制 度導入の義務付けなど） 8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010年 (平22)	3月 北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)(ニ ューヨーク)	6月 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決 定	11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第3次福岡県男女共同参画計画の考え 方について」 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本計画の考 え方について」
2011年 (平23)			1月 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する基本計画」策定 2月 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定
2012年 (平24)		7月 「改正育児・介護休業法」全面施行(100人 以下事業主適用)	
2013年 (平25)		6月 「配偶者暴力防止法」第3次改正 (準用による適用対象範囲の拡大など) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」 改正(婦人相談所等による支援を明記) 10月 改正「ストーカー行為等の規制等に関する 法律」全面施行	
2014年 (平26)		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
2015年 (平27)	3月 北京+20(第59回国連婦人の地位委員会)(ニ ューヨーク)	9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律」公布・一部施行 12月 「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決 定	11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第4次福岡県男女共同参画計画の考え 方について」 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する基本計画の 考え方について」
2016年 (平28)		4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律」全面施行 12月 「ストーカー行為等の規制等に関する法 律」改正(職務関係者による配慮等)	1月 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する基本計画」策定 3月 「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 4月 「女性活躍推進室」設置 6月 「福岡県女性の活躍応援協議会」設立
2017年 (平29)		6月 改正「ストーカー行為等の規制等に関する 法律」全面施行 10月 「改正育児・介護休業法」施行	
2018年 (平30)		5月 「政治分野における男女共同参画の推進に 関する法律」施行	
2019年 (令和元)		5月 「女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律」改正 6月 「配偶者暴力防止法」改正	3月 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害 から県民等を守るための条例」公布・一部施行

福岡県男女共同参画推進条例

(平成十三年福岡県条例第四十三号)

平成十三年十月十九日公布、施行

目次

- 第一章 総則 (第一条—第七条)
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等 (第八条—第二十一条)
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会 (第二十二条)
- 第四章 雑則 (第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」

という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

- 2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県男女共同参画審議会規則

(平成十三年福岡県規則第六十九号)

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県男女共同参画推進条例（平成十三年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。）第二十二条第五項の規定に基づき、福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 委員は、次に掲げる者のうちから、条例第二十二条第三項の規定により知事が任命する。この場合において、第二号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、四人以内とする。

- 一 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
 - 二 公募に応じた者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、人づくり・県民生活部男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

福岡県男女共同参画審議会委員 名簿

令和元年9月現在

氏名	所属団体等	備考
いず みさこ 伊豆 美沙子	福岡県市長会（宗像市長）	
うえの みちお 上野 道雄	公益社団法人福岡県医師会副会長	
おおやま まみ 大山 真実	【公募委員】	
きたがわ のぶこ 北川 信子	（社福）福岡県母子寡婦福祉連合会副理事長	
くぼた ゆき 窪田 由紀	九州産業大学人間科学部教授	
さかい かおり 酒井 香	久留米市男女平等推進センター所長	
さだいけ たつひこ 貞池 龍彦	株式会社アビリティィ・キュー代表取締役	
しばた ひろし 柴田 浩	福岡労働局雇用環境・均等部指導課長	
ちしゃき あきこ 樗木 晶子	九州大学大学院医学研究院教授	会長
とよふく あきこ 豊福 明子	日本労働組合総連合会福岡県連合会政策・政治局長	
にのみや まさと 二宮 正人	北九州市立大学副学長	
のより ともこ 野依 智子	福岡女子大学副学長	
はだま ちかこ 葉玉 千賀子	福岡県立ありあけ新世高等学校長	
はりもと くにお 張本 邦雄	TOTO株式会社代表取締役会長	
ふくしま やすお 福島 康夫	福島法律事務所弁護士	
まつふじ こうのすけ 松藤 幸之輔	毎日新聞西部本社編集局長	
みなみ りえこ 南 利恵子	福岡県男女共同参画推進連絡会議	
みやち かおり 宮地 歌織	【公募委員】	
みやもと なおつぐ 宮本 直嗣	【公募委員】	
やつしろ ゆみ 八代 由美	那珂川市王塚台区長	

(50音順、敬称略)

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮

されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

とする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(以下略)

女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の

内容に関する事項

- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」

とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働

省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業

- 生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
 - 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
 - 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
 - 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の 推進に関する法律 (平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保し

つつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条―第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条

及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤

- 務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の周辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の周辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- (管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- (迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令に

ついて、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。
（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄） （昭和六十年七月一日条約第七号）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育にお

ける男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用に

についての権利

- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって

決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに關する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に平衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2~9 (略)

第十八条~第二十条 (略)

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条 (略)

第六部 (略)

(昭和六〇年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六〇年七月二五日に日本国について効力発生)